

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年1月28日
【事業年度】	第31期(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
【会社名】	スリープログループ株式会社
【英訳名】	ThreePro Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高 野 研
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
【電話番号】	03(6832)3260
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 佐々木 隆宏
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
【電話番号】	03(6832)3260
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 佐々木 隆宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月
売上高 (千円)	—	2,830,939	5,080,188	6,272,630	8,619,605
経常利益 (千円)	—	146,115	37,883	58,723	218,221
当期純利益又は 当期純損失 (△)	—	△47,473	△54,402	19,154	138,475
純資産額 (千円)	—	799,580	1,090,628	1,441,624	1,645,212
総資産額 (千円)	—	1,712,061	2,586,163	3,335,020	3,500,434
1株当たり純資産額 (円)	—	590.23	674.07	75,825.99	83,853.86
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	—	△34.65	△35.58	1,132.73	7,266.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	988.11	7,254.82
自己資本比率 (%)	—	46.7	42.2	42.4	45.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	1.5	9.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	123.6	18.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	26,833	△196,040	△5,597	83,309
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△199,149	△909,637	△117,576	215,487
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	5,691	807,488	441,133	△142,697
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	790,168	491,979	809,938	966,038
従業員数 (人)	—	67(80)	118(88)	136(124)	168(115)

- (注) 1. 第28期から連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第29期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率及び株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第30期においては、平成18年4月29日付をもって普通株式100株を1株に併合しております。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()外数で記載しております。
6. 第30期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針等第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月
売上高又は営業収益 (千円)	2,349,553	2,604,689	3,104,283	2,099,718	959,829
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	141,901	151,696	△9,899	△29,804	279,667
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	116,711	98,799	△61,176	△204,537	195,533
資本金 (千円)	640,000	691,000	832,119	998,409	1,002,422
発行済株式総数 (株)	1,280,000	1,380,000	1,643,285	18,907.65	19,170.65
純資産額 (千円)	889,368	945,853	1,230,127	1,330,218	1,618,036
総資産額 (千円)	1,310,775	1,764,793	2,324,872	2,706,118	3,096,035
1株当たり純資産額 (円)	694.82	698.38	760.28	71,312.45	82,415.31
1株当たり配当額 (円)	—	15.00	10.00	1,000	1,000
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△) (円)	128.39	72.11	△40.01	△12,095.82	10,260.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	70.35	—	—	10,244.09
自己資本比率 (%)	67.8	53.6	52.9	49.2	50.3
自己資本利益率 (%)	18.7	10.8	—	—	13.6
株価収益率 (倍)	—	19.4	—	—	12.8
配当性向 (%)	—	20.6	—	—	9.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	205,097	—	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△18,569	—	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	310,629	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	956,793	—	—	—	—
従業員数 (人)	61(44)	62(76)	69(78)	24(7)	33(8)

- (注) 1. 売上高又は営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債・転換社債及びストックオプション(新株引受権)を発行しておりますが、当社株式は、非上場且つ非登録のため期中平均株価が把握できないので記載しておりません。
3. 第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第27期の株価収益率については、当社株式は非上場・非登録でありますので記載しておりません。
5. 第28期より連結財務諸表を作成しているため、第28期以後は営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 第30期においては、平成18年4月29日付をもって普通株式100株を1株に併合しております。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()外数で記載しております。
8. 第30期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針等第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和52年1月	東京都港区浜松町にインテリアデザイン、広告代理業務を主たる目的として㈱シーサンデー設立 (資本金250万円)
昭和58年4月	㈱ザポイントスタジオへ商号変更
平成元年11月	事業を休止(実質休眠会社)
平成6年11月	事業を再開
平成8年4月	東京都新宿区に本社機能を移転 マルチメディア機器に関するサポートサービスを目的としてスリープロ事業部を新設
平成11年1月	スリープロ㈱へ商号変更
平成15年11月	㈱東京証券取引所マザーズ市場へ株式を公開
平成16年2月	㈱コアグルーヴ(現スリープロマーケティング㈱)の株式を100.0%取得(現連結子会社)
平成16年10月	㈱クリエイトラボの株式を45.0%取得
平成16年11月	㈱JPSSの株式を98.0%取得(現連結子会社)
平成17年6月	㈱シーエステクノロジー(現スリープロテクノロジー㈱)の株式72.5%を取得(現連結子会社)
平成17年8月	㈱シーエステクノロジーの株式27.5%を追加取得し100%子会社化
平成18年2月	㈱グローバルコネクトの事業の一部(保守事業)を譲受け ㈱イプセの事業の一部(派遣事業)を譲受け
平成18年3月	㈱JPSSの株式2.0%を追加取得し100%子会社化
平成18年5月	会社分割によりスリープロ㈱を新設し持株会社化、「スリープログループ㈱」に商号変更
平成18年6月	㈱ホーム・コンピューティング・ネットワークの株式94.7%を取得(現連結子会社)
平成18年9月	スリープロコミュニケーションズ㈱を設立(現連結子会社)
平成18年12月	㈱ナレッジ・フィールド・サービス(現スリープロエージェンシー㈱)の株式100.0%取得(現連結子会社)
平成19年3月	「ISO/IEC27001」認証取得 ㈱クリエイトラボの全株式を売却
平成19年4月	子会社の㈱ナレッジ・フィールド・サービスを「スリープロエージェンシー㈱」に商号変更 子会社の㈱シーエステクノロジーを「スリープロテクノロジー㈱」に商号変更
平成19年8月	㈱ホーム・コンピューティング・ネットワークの株式5.3%を追加取得し100%子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、完全持株会社であるスリープログループ株式会社（当社）及び連結子会社であるスリープロマーケティング株式会社、スリープロコミュニケーションズ株式会社、スリープロエージェンシー株式会社、スリープロ株式会社、株式会社JPSS、スリープロテクノロジー株式会社、株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワークの8社から構成されており、IT環境及びIT関連機器のユーザーをビジネス対象とする企業と、それを活用する企業及び個人を対象に、ITビジネスの川上から川下までを一括してサポートするサービスを北海道から沖縄まで全国展開しております。

また、ビジネス環境変化に伴う事業ポートフォリオの最適化への対応として、平成18年12月、加賀電子グループから、株式会社ナレッジ・フィールド・サービスを株式交換により取得、完全子会社化し、ラウンダー業務における高度なマーケティングノウハウを得ました。なお、平成19年4月には既存リソースとの融合による更なるマーケット戦略の先鋭化を図るため、社名をスリープロエージェンシー株式会社へ商号変更いたしております。連結子会社である株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワークにつきましては、平成19年8月に株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。また、持分法適用関連会社であった株式会社クリエイトラボにつきましては、平成19年3月に、当社の保有全株式を売却しております。

当社グループは、事業内容としては、IT支援サービス事業を行っており、ITビジネスにおける一連の行動サイクルに合わせた、強靱なビジネスモデルを構築しており、「営業・販売支援」、「導入・設置・交換支援」、「運用支援」、「学習支援」の4つのビジネスラインのシナジーを最大限に活用し、クライアントに最適かつ付加価値の高いサポートサービスを提供しています。

事業区分とサービス内容は次のとおりであります。

事業区分	サービス内容	提供グループ会社
IT支援サービス事業	営業・販売支援サービス (店頭販売支援サービス、成果報酬型営業請負サービス、店頭巡店サービス)	スリープロマーケティング(株) スリープロコミュニケーションズ(株) スリープロエージェンシー(株)
	導入・設置・交換支援サービス (フィールドサポートサービス、パソコン設置・設定サービス、ネットワーク構築・保守サービス)	スリープロ(株)
	運用支援サービス (IT人材派遣サービス、コールセンター構築・コールセンタースタッフ支援サービス)	(株)JPSS スリープロテクノロジー(株)
	学習支援サービス (パソコン教室FC運営・ITトラブル解消サービス)	(株)ホーム・コンピューティング・ネットワーク

当社グループのサービス内容は次のとおりであります。

IT支援サービス事業

(1)営業・販売支援サービス

このサービスは、パソコンをはじめ、デジタルカメラ、プリンター、携帯電話、デジタル音楽プレーヤーといったデジタル機器などIT関連製品を中心に、さらには大手食料品メーカー、油脂・油糧（家庭用・業務用）メーカーの製品まで、広範な販売支援サービスを提供いたします。主に家電量販店や専門店などで、当社グループに登録するエージェントが製品説明やデモンストレーションを行います。また、コンサルティング機能を兼ね備えた店頭巡店機能や成果報酬型契約でのクライアント企業の新規開拓営業や通信キャリアの営業代行、携帯電話キャリアの小型基地局設置の勧奨業務といった営業請負も行います。

(2)導入・設置・交換支援サービス

このサービスは、大手システム企業やメーカー、ホテルチェーンなど法人ユーザーや官公庁を対象として、オフィスのITインフラ整備やIT端末のバージョンアップに伴う入替作業、ネットワークの構築や保守サービスを提供しており、短期で大規模な展開が可能です。また、デジタル機器、デジタル家電といった製品を購入したユーザーや、各種インターネット通信サービスに加入されたユーザーに対して、当社グループに登録するエージェントが製品の開

梱・設置・設定サービスを提供いたします。また、全国で、個人から法人まで対応する「IT機器・即日駆けつけサービス」を行なっております。

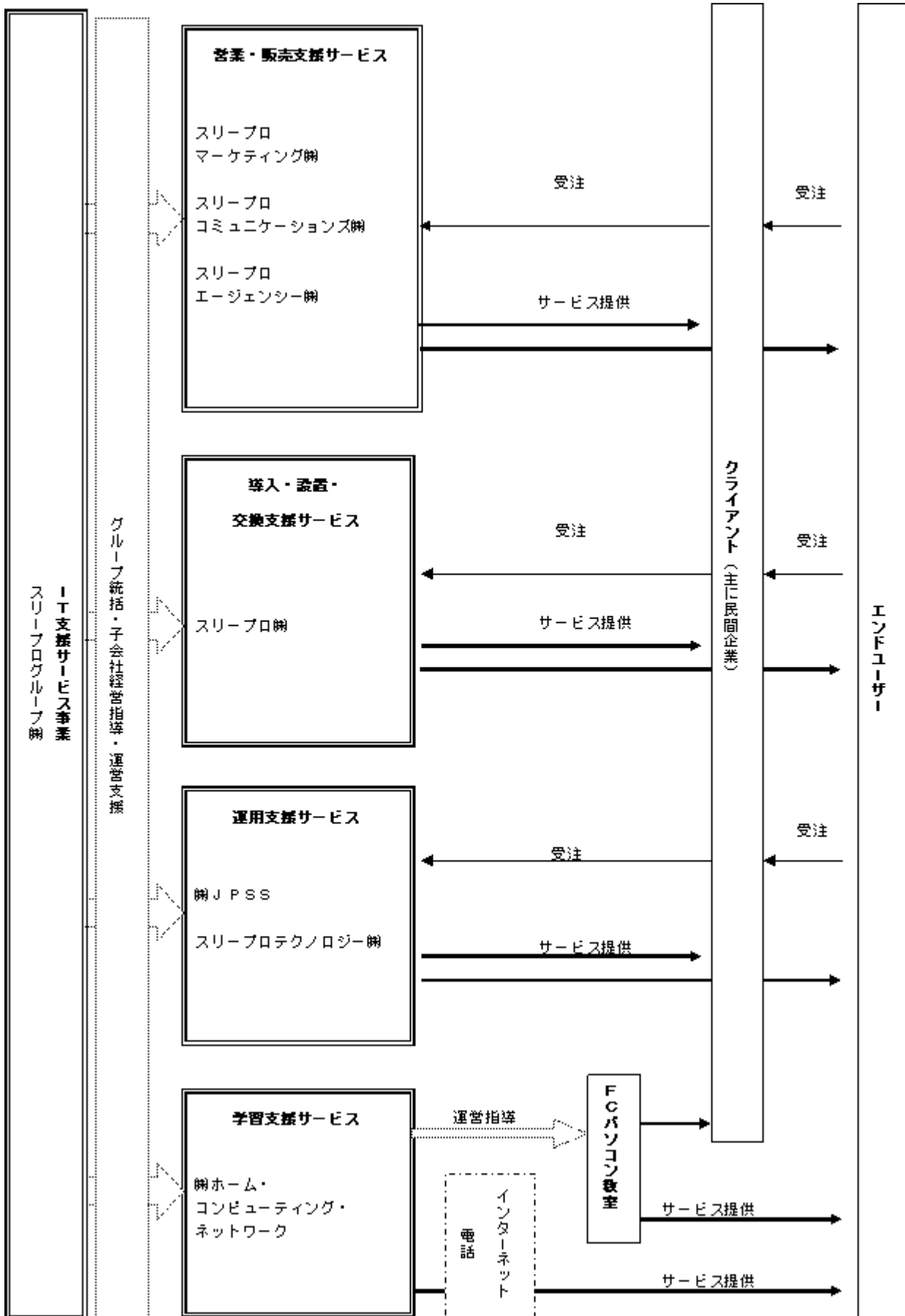
(3)運用支援サービス

このサービスは、企業の製品やサービスを利用する、個人ユーザーや法人ユーザー向けのコールセンターに対して、オペレーター人材の提供をその採用から教育、派遣まで行います。さらにはコールセンター運営自体の請負といったフルアウトソーシングサービスを提供しております。また、ITスキルを備える人材を必要とする企業に対して、人材派遣と人材紹介のサービスを提供しております。

(4)学習支援サービス

このサービスは、一般個人ユーザーに向けて、パソコンの基本的な利用方法から各種ソフトウェアやデジタルカメラなどの活用など、ビジネスから趣味まで様々なユーザーのニーズと嗜好に合わせた講座を持つパソコン教室のフランチャイズ形式を中心とする運営と、パソコン利用上のトラブルや疑問を電話と訪問サポートで解決するサービスの運営という、パソコンをはじめとするデジタル機器を生活の中でより活用していただくためのサービスを行っております。また、ADSLや光回線、プロバイダーといった通信サービスの申し込みや物品の購入を、オンラインでご利用頂けるサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合	関係内容
(連結子会社) スリープロマーケティング㈱	東京都新宿区	90	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任、資金援助及び営業上の取引等
スリープロコミュニケーションズ㈱	東京都新宿区	30	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任及び営業上の取引等
スリープロエージェンシー㈱ 注1	東京都新宿区	90	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任、資金援助及び営業上の取引等
スリープロ㈱ 注4	東京都新宿区	100	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任、資金援助及び営業上の取引等
㈱J P S S 注4	東京都新宿区	100	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任、資金援助（債務保証を含む）及び営業上の取引等
スリープロテクノロジー㈱ 注2	東京都新宿区	90	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任、資金援助及び営業上の取引等
㈱ホーム・コンピューティング・ネットワーク 注3	東京都新宿区	70	IT支援 サービス事業	100.00	役員の兼任及び営業上の取引等

- (注) 1. スリープロエージェンシー株式会社は平成18年12月6日に株式交換により当社の子会社となりました。尚、平成19年3月31日付で、株式会社ナレッジ・フィールド・サービスよりスリープロエージェンシー株式会社へ商号変更いたしました。
2. スリープロテクノロジー株式会社は、平成19年4月1日付で、株式会社シーエステクノロジーよりスリープロテクノロジー株式会社へ、商号変更いたしました。
3. 株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワークは平成19年8月27日付の株式の追加取得により当社の完全子会社となりました。
4. スリープロ株式会社及び株式会社J P S Sは、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
 主要な損益情報等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	スリープロ㈱	㈱J P S S
売上高	4,340,149	2,581,234
経常利益	62,099	252,133
当期純利益	32,447	266,380
純資産額	475,082	502,862
総資産額	1,287,062	778,631

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年10月31日現在)

事業部門の名称	従業員数(人)
IT支援サービス事業	
営業・販売支援サービス	33(25)
導入・設置・交換支援サービス	45(61)
運用支援サービス	36(17)
学習支援サービス	21(4)
全社(共通)	33(8)
合計	168(115)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比し、32人増加しましたのは、新規採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成19年10月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33(8)	30.4	1.9	4,030

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社には労働組合はありませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな景気拡大が基調として続き、年度後半においては米国におけるサブプライムローン問題などによる金融不安等、懸念される要因が僅かに見られるものの、総じて好調な企業業績に支えられ、底堅く推移いたしました。一方で、団塊の世代の大量退職や若年層の労働人口の縮小といった構造的な人材不足により、優秀な人材の確保が産業界共通の重要な課題となっております。

このような環境の中、当社グループでは、Web媒体を活用した採用活動の強化や、トレーニング強化により、優秀な人材の確保と付加価値の高い人材育成に努め、グループ事業間の相乗効果をさらに高めながら安定的な成長軌道を描くべく事業展開を推進して参りました。その結果、当社グループの連結経営成績は、売上高、経常利益、当期利益ともに過去最高となりました。

企業買収等による事業拡大の施策に関しては、平成18年12月、株式会社ナレッジ・フィールド・サービス（現スリープロエージェンシー株式会社）の株式を、従来から当社と資本業務提携関係にありました加賀電子グループより株式交換により取得し、子会社化いたしました。加賀電子グループにあった販売支援機能を当社グループが引継ぐことによって、当社グループの販売支援サービスの拡大のみならず、両社グループ間のより強固な連携による相互の事業発展への体制を整えました。また、平成19年8月には、連結子会社である株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワークの株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。

一方で当社グループの各事業部門間において事業効率向上のための資産見直しも同時に進めております。持分法適用の関連会社でありました株式会社クリエイトラボにつきましては、平成19年3月に保有していた全株式の売却を行いました。

また、内部管理体制の強化を目的として、平成19年3月に、ISO/IEC27001の認証を当社及び関連子会社の全業務・全拠点で取得し、情報セキュリティ管理体制を確立し、競争優位を確保するための企業体質強化の体制を構築いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高8,619百万円（前年同期比37.4%増）、営業利益234百万円（前年同期比265.5%増）、経常利益218百万円（前年同期比271.6%増）、当期純利益138百万円（前年同期比623.0%増）と売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

(2) 部門別状況

<営業・販売支援サービス>

販売支援サービスにつきましては、モバイルナンバーポータビリティに伴う携帯電話キャリア間の競争激化による受注増加や家電量販店等におけるPC、デジタルカメラなどのデジタル機器等IT製品やサイクロンクリーナーなど高付加価値家電への販売支援案件の受注増加に加え、食品などの幅広いジャンルの製品への展開により売上高は堅調に推移いたしました。また、店頭における販売支援、ラウンダー等の営業支援や通信キャリア向け成果報酬型営業支援においては、クライアント企業の新規開拓営業や通信キャリアの営業代行、携帯電話キャリアの小型基地局設置の勧奨業務など積極的に展開し、収益体質の強化をいたしました。

以上により、当連結会計年度の販売支援サービスの売上高は1,968百万円（前年同期比31.4%増）となりました。

<導入・設置・交換支援サービス>

導入・設置・交換支援サービスにつきましては、電子マネーのリーダー設置業務や郵政民営化に伴う大型案件の受注、全国のホテルや集合住宅等におけるネットワークの構築、監視といったIT保守サービス業務の堅調な受注などが、売上高の増加に貢献いたしました。また、平成19年10月から本格展開をスタートした、業界初となる全国規模で個人から法人に至るまで即日対応できる「IT機器・即日駆けつけサービス」が、好調な滑り出しとなっております。

以上により、当連結会計年度の導入・設置・交換支援サービスの売上高は2,447百万円（前年同期比73.7%増）となりました。

<運用支援サービス>

運用支援サービスにつきましては、主力のコールセンターサービスにおいて、最新のコールセンター設備を導入するなど、当サービスの成長に合わせた自社コールセンター席数の拡張を行い、パソコンソフトのサポート業務における新規受注などにより、売上高は堅調に推移いたしました。また、技術者特定派遣業務においても、既存クライアントに加え、大手家電メーカーからの新規受注などにより、堅調な売上高推移となりました。また、前期より本格参入した人材紹介事業が利益率の向上に貢献いたしました。

以上により、当連結会計年度の運用支援サービスの売上高は3,669百万円(前年同期比13.0%増)となりました。

<学習支援サービス>

学習支援サービスにつきましては、当社グループで唯一B to Cのビジネスモデルとなっておりますが、当社グループにおけるB to Bビジネスのノウハウを生かし、既存の枠にとらわれない事業展開を行っております。パソコン教室におけるアクティブシニアのネットワークを活用し、株式会社シニアコミュニケーションとの業務提携や「アクティブシニア推進計画」を掲げるマイクロソフト社とのアライアンスなど様々な取組みを開始いたしました。また、電子マネーサービスのE d y事業を手がけるビットワレット社とのタイアップによる電子マネー講座やセカンドライフ講座といった新しい商材の開発などを行ない、事業の基盤を確立いたしました。

以上により、当連結会計年度の学習支援サービスの売上高は534百万円(前期は3ヶ月のみの連結)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、税金等調整前当期純利益、関係会社株式の売却による増加等により、当連結会計年度末には966百万円(前連結会計年度より156百万円増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、83百万円(前連結会計年度は、5百万円の使用)となりました。これは、主として税金等調整前当期純利益の増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、215百万円(前連結会計年度は、117百万円の使用)となりました。これは、主として関係会社株式の売却によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、142百万円(前連結会計年度は、441百万円の獲得)となりました。これは、主として借入金の返済によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの主たる業務は、請負・人材派遣・パソコン教室F C運営等であり、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループの行う、営業・販売支援サービス、導入・設置・交換支援サービス、運用支援サービス、学習支援サービスは、長期継続受注のものと短期単発受注のものが混在していることから、受注実績を正確に把握することが困難であるため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第31期 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
I T支援サービス事業		
営業・販売支援サービス	1,968,051	131.4
導入・設置・交換支援サービス	2,447,775	173.7
運用支援サービス	3,669,583	113.0
学習支援サービス	534,196	452.7
合 計	8,619,605	137.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

1. 営業体制の強化

当社グループは前連結会計年度において完全持株会社化と4つのサービスの確立により、子会社ごとの迅速な意志決定と、各サービスごとの相乗効果による事業拡大を推進する体制を整えました。今後はこの体制をより活かしていくべく、子会社間の連携を図り、グループ全体の営業体制の強化を継続的な課題としております。

2. 人員確保と収益力の向上

緩やかに続いてきた景気回復に伴い、当社グループのエージェントシステムにおける重要な経営資源である人員確保のためのコストも、社会全体における求人需給の逼迫につれ、増加の傾向を見せております。そのため、当社グループにおいては人員確保効率の向上とグループ全体におけるエージェントシステムの共有を進め、それにより収益力を向上させていくことが重要な経営課題であると認識しております。

3. 内部管理体制の強化

当社は前連結会計年度平成18年5月1日より完全持株会社となり、営業機能を子会社に分離して当社グループの管理機能集中による管理コストの縮減と、子会社ごとの意志決定スピードを向上させる体制を整えました。また、新会社法にも対応した内部統制システムの整備をはじめ、管理体制のより一層の充実を推進しております。今後、前期に構築した体制を高機能に維持していくために人員の採用と育成に注力しながら、引き続きコンプライアンス体制を強化していく方針であります。

また、当連結会計年度において情報セキュリティ管理システムの認証制度である、ISO/IEC27001の認証を当社及び関連子会社の全業務・全拠点で取得し、企業体質の強化の体制を構築しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、IT環境及びIT関連機器のユーザーを対象とするビジネスを提供する企業と、それを活用する企業及び個人を対象に、ITビジネスの川上から川下までを一括でサポートするアウトソーシングパートナーカンパニーとして、全国で事業展開をしております。当社グループの事業内容としてはIT支援サービス事業を行っており、ITビジネスにおけるそれぞれの場面に応じて、①営業・販売支援、②導入・設置・交換支援、③運用支援、④学習支援の4つのサービスを行っております。

当社グループはこれらのサービスの展開を積極的に推進し、クライアントの単なるサポート役だけでなく、クライアントが新しい商品・サービスを市場に展開する際に「買う」「始める」「使う」「楽しむ」という4つのシーンに合わせて人材・サービス・仕組み・コンテンツを提供し、クライアントのビジネスをサポートすることによってクライアントが市場を創造していくお手伝い・支援をしていく「市場創造サポーター」としての取り組みを強化し、更なる飛躍を目指して参ります。

このような飛躍を担うのは「スリープロに関わる全てのステークホルダーに自信を持って明るい未来を提供します」という当社の経営理念の下での、当社の人や組織のチームワークの力であると考えております。この社名の由来ともなっている経営理念は、クライアントやエージェント、社員、株主など全てのステークホルダー（利害関係者）にとって明るい将来形成をお手伝いできる会社でありたいという願いが込められており、当社の企業価値の源泉はこの無形の人と人とのつながりという点に集約されていると考えております。

近年では、我が国においても企業の成長戦略として企業買収や事業買収が多用されるようになってきておりますが、当社といたしましても、このような市場原理に基づくダイナミズムの活用が企業の成長にとって重要なものであると認識しております。また証券取引所に株式を上場している企業として多様な価値観を有する株主の存在を認めており、大量買付行為を含む当社の支配権の異動については株主の皆様により最終的な判断を下されるべきであると考えております。

しかし当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大量買付を行う者の下においても、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって当社の企業価値あるいは株主共同の利益を毀損するおそれが、株式の大量買付を行う者の目的等から認められる場合には、そうした大量買付行為は不適切であると考えております。

さらに、株式の大量買付行為の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値や株主共同の利益に資さないものもあります。当社は、これらの大量買付行為も不適切なも

のであると考えております。

以上を当社の基本方針とするものでありますが、上記のような要件に該当する当社株式の大量買付行為が行われようとした場合において、当社がその大量買付行為に対して反対する旨を表明することとどまるものであり、原則として当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることの防止策を株主総会や取締役会で決議し定めるものではありません。

しかしながら、株主の皆様それぞれが納得のいく判断を下すことが可能となる環境を確保するため、法令、証券取引所等の諸規則及び当社定款の定めが認める範囲内において、可能かつ相当な対抗策を講じることを今後検討して参ります。当社は当社株式の大量買付行為等について日常的にチェック活動を行い、株主の皆様の共同の利益や企業価値を損なうことがないように機動的に対応していく所存であります。

(2) 基本方針を実現するための取り組み

① 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組み

基本方針に記載のとおり、当社経営方針に基づき中長期的に飛躍することを目指した取り組みを行ってまいります。その中で成長性・収益性・効率性などについて会社財産が有効に活用されるよう図って参ります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

イ. 手続の概要

当社は当社株式に対する大量買付行為が行われるに際して、これに先立ち、独立性の高い社外有識者等からなる独立委員会が、情報収集、その検討及び株主に対する意思表示を行うことが適切であると判断し、以下の手続（以下「本ルール」といいます）をとることといたします。

ロ. 手続の内容

a. 本ルールの運用対象

本ルールは下記 i または ii に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます）がなされる場合に適用されます。i または ii に該当する買付等を行おうとする者はあらかじめ本ルールに従うものとします。

i 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

ii 当社が発行者である株券等について、公開買付に掛かる株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

b. 独立委員会

当社は a. に定める対象者が現れた場合、その買付者が不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、取締役会決議により当社経営陣からの独立性の高い社外有識者等で構成される独立委員会を設置いたします。独立委員会は買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、買付等に対する意見の表明等を行うことを予定しており、これにより当社大量買付行為に関する手続の客観性・合理性・透明性を高めることを目的としています。

c. 本ルールの内容

(一) 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記 a. に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の実行に先立ち当社に対して、当該買付等の内容の検討に必要な情報を提出するよう要請します。

(二) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報が全て提出された場合、当社取締役会に対しても独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。また独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対しても意見を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間（以下「検討期間」といいます）、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(三) 独立委員会による意見等の開示

独立委員会は、上記(二)の検討期間を経た上、買付者等による買付等が、不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果、及びその理由その他当該買付者等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主の皆様に対し情報開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示した上で、買付等の内容の検討に必要とされる範囲内で、検討期間を延長することもできることとします。

d. 本ルールによる対抗措置の発動

(一) 買付者等が本ルールに遵守せず、大量買付行為を継続した場合、関連法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、取締役会及び株主総会の承認の上、買付者等の買付手段及び当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものと考えます。

(二) 買付者等が本ルールを遵守している場合には、買付行為等に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される以下のⅠ乃至Ⅴのいずれかの場合には、前記(一)と同様の取締役会及び株主総会の承認の上、対抗措置を取り得るものと考えます。

Ⅰ. 当社の株式等を自らまたは自らの関連会社・関連ファンド等によって買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

Ⅱ. Ⅰ.と同様の方法により当社の経営を一時的に支配し、取締役会の報告・議論からM&Aの進捗等の当社経営の重要な情報や業界動向の情報を得た上、知的財産、企業機密、取引先などの当社グループの重要な資産等を廉価に取得する、あるいは子会社を通じ当社と競合する可能性のある業務に参入したり、従業員の引き抜き行為等、当社の株主共同利益を毀損することによって買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

Ⅲ. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

Ⅳ. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

Ⅴ. その他、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合

4【事業等のリスク】

以下においては、当社グループの事業展開及びその他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上あるいは当社グループの事業を理解するうえで、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

また、下記事項には、将来に係るリスク要因が含まれておりますが、これらの事項は本有価証券報告書提出日現在における判断を元にしております。

また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

(1) 競合他社及び参入障壁について

IT支援サービス事業

①営業・販売支援サービス

営業・販売支援サービスにつきましては、大型化、都市化する家電量販店や専門店などの販売チャネルを各メーカーが重視する動きに伴い、今後も各メーカーからの販売スタッフ派遣・営業ラウンダー派遣へのニーズは高まると想定されます。当社グループにおきましては、企画から販売に至るまで一連のプロセスをサポートさせていただき、単なる人材派遣サービスにとどまらず、クライアント企業の営業・販売活動を企画段階から即時データの提供、アフターフォローまでパッケージとしてサポートできることを強みとしております。また、積極的な採用活動や教育の充実により、質の高いエージェントを確保することで競争力を高めております。しかしながら、比較的参入が容易なサービスであるため、人材派遣会社や業務請負会社の参入による競争激化により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②導入・設置・交換支援サービス

導入・設置・交換支援サービスにつきましては、法人向けサービスにおいて、軽作業請負会社、IT系人材サービス会社に加え、中堅システム運用会社とも競合状態にあり、今後も同様の企業の参入が見込まれます。当社グループにおきまして、ITリテラシーの高い85,000人のエージェントによる全国規模の柔軟なサポートが強みとなっております。しかしながら、競合他社との競争がさらに激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。個人向けサービスにおいては、ユーザーのITリテラシーの向上に伴うターゲット層が縮小する傾向にあります。当社グループにおきましては、学習支援サービスとの連動など利便性を高める施策を行なっております。しかしながら、社会構造の変化による受注件数、売上単価の減少により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③運用支援サービス

運用支援サービスにつきましては、当社グループの強みであるIT関連人材派遣についても、大手派遣会社による参入のほか、業務委託サービスを提供する企業の中からの参入もあり、今後多様な業種からの参入が見込まれる状況にあります。また、コールセンターアウトソーシングサービスにつきましては、当社グループよりも大規模な設備でコールセンターサービスを展開する企業が既に複数社存在しており、今後はこうした企業による寡占化や、新たな事業者の参入の可能性も想定される状況であります。当社グループにおきましては、最新のコールセンター設備を導入するなど、競争力を高める施策を行なっております。しかしながら、こうした競合他社との競争がさらに激化した場合には、優秀な人材獲得のための募集費等が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④学習支援サービス

学習支援サービスにつきましては、パソコン教室という事業形態につきましては、社会的なITリテラシーの向上に伴い、ユーザーのニーズの多様化やターゲット層の縮小を進める傾向にあります。当社グループにおきましては、シニア向け対面学習式のパソコン教室という事業形態において国内最大級のフランチャイズ店舗網を構築し、今後拡大が見込まれるアクティブシニア層をメインターゲットとしている点において強みを有しております。また、オーナー様にとりまして、出店が容易であることも特徴となっております。今後はパソコン教室サービスと当社グループの既存事業との複合的なサービスの開発を行い、競合他社との大きな差別化を進めて参る方針であります。しかしながら、このような状況においてユーザーの獲得競争の結果、当社グループへの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 雇用と請負について

当社グループで提供しているサービスのなかで、長期のアウトソーシング業務を提供するにあたり、「労働基準法の『労働者』の判断基準について」（昭和60年12月19日・労働基準法研究会報告）及び最近の判例（新宿労基署長事件・東京高裁平成14年7月11日・労判832-13）等に従い、クライアントとの契約が請負契約である場合でも、必要に応じてエージェントと契約社員契約又はパートタイマー契約のいずれかの雇用契約を締結しております。さらに、一般労働者派遣事業許可を取得し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日・労働省告示第37号）に従って、長期請負業務と人材派遣業務を区分して提供しており、法令に抵触することのないように細心の注意を払っております。また、近年、家電量販店の店頭への人材派遣に関し、適法性を問われる他社事例が見受けられますが、当社グループにおいては、細心の注意を払い、事業運営しております。

しかしながら、これらの施策にも関わらず、今後、所轄官庁の判断、法令とその解釈の変更、及び新たな判例に基づく判断等が行われた場合、当社グループの業務に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等について

当社グループで提供する人材派遣業務につきましては、一般労働者派遣事業（登録型の人材派遣事業）として、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」（労働者派遣法）の法的規制を受けております。また、人材紹介業務につきましては、職業安定法の法的規制を受けております。当社グループでは、これらの法律及びその関連諸法令に基づき、いずれについても、必要な厚生労働大臣の許可を取得しております。これら許可業務に法令違反との判断が下された場合には、事業の停止を命じられ、または許可が取り消される旨、定められております。従って、細心の注意を払って運営しておりますが、当社グループがこのような事態に該当する場合、人材派遣業務又は人材紹介業務をおこなえないことになります。

(4) エージェントシステムについて

当社グループは人材供給型のサービスの提供に関して、独自に構築しているエージェントシステムを強みとしておりますが、エージェントシステムを維持するためには、優秀なエージェントを集めるための新規登録の募集活動や、登録者の教育・自己研鑽支援等が恒常的に必要であります。

しかしながら、当社グループの受注業務に対し、既存エージェントのニーズが合致せずに応募が不足する場合やスキルを有するエージェントが不足する場合には、需給バランスが崩れ、売上機会の喪失や原価率の上昇などエージェントシステムの強みが十分に機能しない場合が想定されます。これらの場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) エージェントに係る業務上の災害及び取引上のトラブルについて

当社グループと雇用関係にあるエージェントが、業務遂行に際してまたは業務に起因して、死亡、負傷等した場合、または、疾病にかかった場合には、労働基準法および労働者災害補償保険法その他の関係法令上、使用者である当社グループに災害補償義務が課せられる場合があります。当社グループは、エージェントに対する、安全衛生管理体制の向上を推進しております。しかしながら万一労働災害が発生した場合、労働契約上の安全配慮違反や不法行為責任などを理由に、当社グループが損害賠償責任を負う可能性があります。

また、エージェントによる業務遂行に際して、エージェントの過誤による事故や顧客企業との契約違反またはエージェントの不法行為により訴訟の提訴またはその他の請求を受ける可能性があります。当社グループは、法務担当者を配して法的危機管理に対処する体制を整えておりますが、訴訟の内容および金額によっては当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) フランチャイズ店舗網について

当社グループの提供している学習支援サービスにつきましては、全国規模でパソコン教室のフランチャイズ店舗網を構築し、アクティブシニア層をメインターゲットにしている点において強みを有しており、今後は新規商材の展開や複合的なサービス開発を行い、競合他社との大きな差別化を進めてまいります。しかしながら、社会的ITリテラシーの向上に伴う、ターゲット層の縮小などにより、フランチャイズ店舗の収益悪化や教室の閉鎖に繋がる場合が想定されます。これらの場合には、フランチャイズ契約解消による店舗数減少により、当社グループへの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 基幹業務システムについて

当社グループの業務は、当社並びにグループ子会社の多くの部署が基幹業務システムを使用して、エージェントの配置・作業の進捗管理・代金の請求及び売上管理等の業務管理を総括して処理しております。さらにこれらの部署は基幹業務システムを介して、ネットワーク化されており、業務が基幹業務システムに大きく依存しております。このため、変化する需要に対応して随時基幹業務システムのバージョンアップを進めておりますが、プログラムの作成過程で潜在的なバグが発生していた場合や、他の類似システムが出現したり陳腐化した場合、自然災害や事故などにより通信回線が不通となり復旧が遅れた場合などには、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

当社グループは、業務の性質上、多数のエージェント、クライアント及びエンドユーザーの個人情報を保有しております。これらの個人情報の取り扱いにつきましては、平成17年4月1日に「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行され、企業における取り扱いの適正化と管理に対する企業責任が強化されました。この点、当社グループにおきましては、当連結会計年度において、情報セキュリティ管理システムの認証制度である、ISO/IEC 27001の認証を当社及び関連子会社の全業務・全拠点で取得し企業体質の強化の体制を構築いたしました。また、グループ各社に共通の「プライバシーポリシー」と「セキュリティポリシー」を制定し、グループ全体を網羅する情報セキュリティ運営委員会を設置しております。そして当委員会の綿密な連携体制のもと、従業員及びエージェントからは、個人情報を含む機密情報の漏洩をしないことを記載し違反の際には罰則を伴う誓約書の提出を義務づけております。また、パソコン等の情報機器の取り扱いに関しては、ファイル共有ソフトの厳格な禁止や、悪意のあるソフトウェア対策の継続的な実施、端末への外部記憶機器の接続制限、情報端末自体の記憶装置の使用制限などを実施し、定期的な実施状況の確認により安全性の維持を図っております。さらに、エージェントに対しては、業務遂行上で知り得た個人情報の取り扱いについて「エージェント規約」及び「業務委託契約」において損害賠償責任を明確に定めることにより情報取り扱いへの注意力と規約違反への抑止力を高め、研修を通じてモラル教育を徹底するように指示しております。

しかしながら、上記の施策にも関わらず各規程及び規約等の遵守違反による個人情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償責任の発生による具体的な損害が発生する可能性のほか、当社グループに対するクライアントからの信用度が低下し受注減少につながるなど当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ストックオプション制度について

当社では、業績向上に対する取締役、監査役および従業員の意欲または士気を高める目的で、ストックオプション制度を導入し、当社並びに当社連結子会社の取締役、監査役、従業員ならびに社外協力者に対し付与しております。当連結会計年度末時点でストックオプション2,742株が未行使（潜在株式）となっており、これらの新株予約権の行使に伴い新株が発行された場合、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

株式交換によるスリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)の完全子会社化について

当社は、平成18年11月14日開催の当社取締役会において、株式会社ナレッジ・フィールド・サービスを子会社化とするために会社法796条第3項の規定に基づく株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより株式交換契約書を締結いたしました。

(1) 株式交換の目的

スリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス) (以下「KFS」) のグループ会社化は、当社グループの営業・販売支援サービスの拡大のみならず、従来加賀電子株式会社(本社：東京都文京区、代表取締役社長 塚本勲) の企業グループ内にあった販売支援機能をスリープログループが引継ぎ、強化拡大した上で加賀電子グループへふたたび提供していくことを主軸に、両社の企業グループ間での連携強化を図ること主眼としております。

(2) 株式交換する会社の名称、事業内容、規模

- ①会社名称 : スリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)
- ②事業内容 : リテール・マーチャンダイジング・サービス(販売応援・店舗定期訪問)・人材派遣事業・請負事業
- ③会社規模 : 資本金 75,000千円

(3) 株式交換の方法

①株式交換の日程

- 平成18年11月14日 株式交換契約書承認取締役会
- 平成18年11月14日 株式交換契約書の締結
- 平成18年11月21日 スリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)における株式交換契約書承認株主総会
- 平成18年12月6日 株式交換期日(効力発生日)
- 平成18年12月6日 株券交付日

②株式交換比率

	スリープログループ株式会社 (完全親会社)	スリープロエージェンシー株式会社 (旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス) (完全子会社)
株式交換比率	1	0.5825

(注)

(1) 株式の割当比率

スリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)の株式1株に対し、当社株式0.5825株を割り当て交付いたします。

(2) 株式交換比率の算定根拠

当社が算定依頼した第三者機関である公認会計士柳澤・浅野会計事務所から提示された株式交換比率案を参考に、当社とスリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)は、株式交換比率について総合的な検討と協議をそれぞれ重ねた結果、結論の交換比率といたしました。

(3) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

公認会計士柳澤・浅野会計事務所は、非上場会社であるスリープロエージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)について、同社から提出された諸資料に基づき企業評価を行い、DCF方式による株価算定を行いました。また、上場会社である当社については市場価格方式により株価算定を行いました。これらを参考に株式交換比率案を算定いたしました。

(4) 株式交換により交付する株式数

普通株式 466株 (自己株式253株 新株213株)

- ③ スリープロージェンシー株式会社(旧 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)の新株予約権及び新株
予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

- (4) 株式交換の効力発生日
平成18年12月6日

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計につきましては、3,500百万円で前連結会計年度末より165百万円の増加となりました。このうち、流動資産は2,547百万円で前連結会計年度末より438百万円の増加、固定資産は952百万円で前連結会計年度末より273百万円の減少となりました。流動資産が増加したのは、主として売掛金の増加によるものであり、固定資産が減少したのは、主として投資有価証券の減少によるものです。

一方、負債合計につきましては、1,855百万円で前連結会計年度末より38百万円の減少となりました。

このうち、流動負債は1,680百万円で前連結会計年度末より84百万円の増加、固定負債は174百万円で前連結会計年度末より122百万円の減少となりました。流動負債が増加したのは、主として短期借入金が増加したことによるものであり、固定負債が減少したのは、主として長期借入金の減少によるものであります。

純資産合計につきましては、1,645百万円で前連結会計年度末より203万円増加となりました。

主として利益剰余金の増加によるものであります。

(2) 経営成績

当連結会計年度における売上高は8,619百万円と、前連結会計年度に比べて2,346百万円、37.4%の増収となりました。

当社グループは、〈営業・販売支援サービス〉、〈導入・設置・交換支援サービス〉、〈運用支援サービス〉、〈学習支援サービス〉の4つをサービス区分として展開しておりますが、そのすべてにおいて前連結会計年度の売上高実績を上回っております。

特に〈導入・設置・交換支援サービス〉におきましては、前連結会計年度に比べて1,038百万円の増加（前連結会計年度比 73.7%増）となっており、売上高の増加に寄与いたしました。

また、売上高の増加に伴い、当連結会計年度における営業利益は234百万円（前連結会計年度に比べて170百万円、265.5%増益）、経常利益は218百万円（前連結会計年度に比べて159百万円、271.6%増益）当期純利益は138百万円（前連結会計年度に比べて119百万円、623.0%増益）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前当期純利益、関係会社株式の売却による増加等により、当連結会計年度末には966百万円（前連結会計年度末より156百万円増加）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、83百万円（前連結会計年度は、5百万円の使用）となりました。これは、主として税金等調整前当期純利益の増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、215百万円（前連結会計年度は、117百万円の使用）となりました。これは、主として関係会社株式の売却によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、142百万円（前連結会計年度は、441百万円の獲得）となりました。これは、主として借入金の返済によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は184,490千円であります。
この内、最新のコールセンター設備の導入のため、総額147,944千円の投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成19年10月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
本社(東京都新宿区)	本社	統括業務施設	13,695	154,504	1,569	169,769	33
合計			13,695	154,504	1,569	169,769	33

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 上記のほか、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借及びリース料 (千円)
本社(東京都新宿区)	本社	統括業務施設 (賃借)	33	31,394
		統括業務施設 (リース)		9,666

(2) 国内子会社

(平成19年10月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物	器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
スリープロ(株)	本社(東京都 新宿区)	IT支援 サービス事業	営業支援 センター	9,054	7,939	—	16,994	65
(株)JPSS	本社(東京都 新宿区)	IT支援 サービス事業	営業支援 設備	4,021	8,750	11,240	24,013	25
スリープロテクノロジー(株)	本社(東京都 新宿区)	IT支援 サービス事業	統括業務 施設	1,781	—	—	1,781	6
(株)ホーム・コン ピューティング・ネットワー ク	本社(東京都 新宿区)	IT支援 サービス事業	本社	1,514	2,650	17,265	21,431	21

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記のほか、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

(平成19年10月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借及びリース料 (千円)
スリープロ(株)	本社(東京都新宿区)	I T支援 サービス事業	統括業務施設 (賃借)	65	71,980
			統括業務施設 (リース)		6,421
スリープロマーケティング(株)	本社(東京都新宿区)	I T支援 サービス事業	統括業務施設 (賃借)	14	11,780
			統括業務施設 (リース)		749
(株)JPSS	本社(東京都新宿区)	I T支援 サービス事業	統括業務施設 (賃借)	25	36,480
			統括業務施設 (リース)		24,523
スリープロテクノロジー(株)	本社(東京都新宿区)	I T支援 サービス事業	統括業務施設 (賃借)	6	12,091
			統括業務施設 (リース)		2,433
(株)ホーム・コンピュータイン グ・ネットワーク	本社(東京都新宿区)	I T支援 サービス事業	統括業務施設 (賃借)	21	18,745
			統括業務施設 (リース)		1,975

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000.00
計	65,000.00

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年1月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,170.65	19,170.65	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定の無い当 社における標準となる株式
計	19,170.65	19,170.65	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による第1回新株予約権
(平成14年10月15日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数	67個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	67株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	90,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成26年10月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 90,000円 資本組入額 45,000円	同左
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時においても、 当社の取締役または従業員の 地位にあるまたは権利付 与時の契約関係が継続して いることを要する。 ② 新株予約権者が在任又は 在職中あるいは①に定める 期間中に死亡した場合は、 相続人は新株予約権を行使 することができない。 ③ 個別の事情により会社が 特に認めた場合には、当該 条件に従い行使することが できる。(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するに は、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	—	—

(注) 1. 権利行使により発行すべき株式数

新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整される。

なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 行使価額の調整

新株予約権発行日以降に当社が払込金額(90,000円)を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により払い込む金額を調整する(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 上記のほか、細目については臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めております。

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(平成16年1月29日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数	第2回 195個 第4回 20個 第5回 80個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	第2回 195株 第4回 20株 第5回 80株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	第2回 179,700円 第4回 158,500円 第5回 146,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成26年1月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	第2回 発行価格 179,700円 資本組入額 89,850円 第4回 発行価格 158,500円 資本組入額 79,250円 第5回 発行価格 146,000円 資本組入額 73,000円	同左
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時においても、 当社の取締役または従業員の地位にあるまたは権利付与時の契約関係が継続していることを要する。 ② 新株予約権者が在任又は 在職中あるいは新株予約権行使期間中に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使することができない。 ③ 個別の事情により会社が特に認めた場合には、当該条件に従い行使することができる。(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 権利行使により発行すべき株式数

新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整される。

なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 行使価額の調整

発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後に、時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規株式発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. 上記のほか、細目については定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めております。

③ 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(平成17年1月27日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数	第6回 50個 第7回 60個 第8回 30個 第9回 280個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	第6回 50株 第7回 60株 第8回 30株 第9回 280株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	第6回 154,600円 第7回 187,000円 第8回 225,000円 第9回 210,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成27年1月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	第6回 発行価格 154,600円 資本組入額 77,300円 第7回 発行価格 187,000円 資本組入額 93,500円 第8回 発行価格 225,000円 資本組入額 112,500円 第9回 発行価格 210,000円 資本組入額 105,000円	同左
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時においても、当社若しくは当社グループ会社の役員、従業員又は顧問等当社の社外関係者の地位にある又は権利付与時の契約関係が継続していることを要する。 ② 対象者について、法律や社内諸規則等の違反、社会や会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとし、以後、当該対象者の新株予約権の行使を認めない。 ③ 対象者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ④ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____	_____

(注) 1. 権利行使により発行すべき株式数

新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整される。

なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 行使価額の調整

発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後に、時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規株式発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

④ 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による第10回新株予約権
(平成18年1月27日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数	515個	510個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	515株	510株
新株予約権の行使時の払込金額	178,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 178,000円 資本組入額 89,000円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 権利行使時においても、当社若しくは当社グループ会社の役員、従業員又は顧問等当社の社外関係者の地位にある、又は権利付与時の契約関係が継続していることを要する。</p> <p>② 対象者について、法律や社内諸規則等の違反、社会や会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとし、以後、当該対象者の新株予約権の行使を認めない。</p> <p>③ 対象者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p> <p>⑤ 個別の事情により会社が特に認めた場合には、当該条件に従い行使することができる。(注)3</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 権利行使により発行すべき株式数

本新株予約権の発行に係る株主総会の承認決議が為されたのち、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整される。

なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 行使価額の調整

本新株予約権の発行に係る株主総会の承認決議が為されたのち、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額（178,000円）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後に、時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規株式発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. 上記のほか、細目については定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めております。

⑤ 会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権（第13回、第16回）
（平成19年1月26日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成19年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数	第13回 200個 第16回 1,245個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	第13回 200株 第16回 1,245株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	第13回 118,000円 第16回 129,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成29年1月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	第13回 発行価格 130,820円 資本組入額 65,410円 第16回 発行価格 162,020円 資本組入額 81,010円	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 権利行使により発行すべき株式数

普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

3. 上記のほか、細目については定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めております。

⑥ 会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づく特別決議による第15回新株予約権
(平成19年4月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数	1,460個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,460株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	144,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月1日から 平成21年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 178,160円 資本組入額 89,080円	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 権利行使により発行すべき株式数

普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

3. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年1月30日(注)1	—	780,000.00	—	390,000	△143,050	—
平成15年7月30日(注)2	100,000.00	880,000.00	50,000	440,000	500	500
平成15年7月30日(注)2	150,000.00	1,030,000.00	75,000	515,000	750	1,250
平成15年7月30日(注)2	250,000.00	1,280,000.00	125,000	640,000	26,500	27,750
平成15年11月5日(注)3	100,000.00	1,380,000.00	51,000	691,000	87,000	114,750
平成16年11月30日(注)4	17,000.00	1,397,000.00	8,150	699,150	8,150	122,900
平成16年12月15日(注)5	140,000.00	1,537,000.00	101,920	801,070	101,920	224,820
平成16年12月31日～ 平成17年7月31日(注)4	37,500.00	1,574,500.00	18,375	819,445	18,375	243,195
平成17年8月29日(注)6	58,685.00	1,633,185.00	7,629	827,074	88,614	331,809
平成17年8月31日～ 平成17年9月30日(注)4	10,100.00	1,643,285.00	5,045	832,119	5,045	336,854
平成18年3月1日(注)7	3,280.00	1,646,565.00	—	832,119	5,838	342,692
平成18年3月31日(注)4	4,200.00	1,650,765.00	1,890	834,009	1,890	344,582
平成18年4月29日(注)8	△1,634,257.35	16,507.65	—	834,009	—	344,582
平成18年7月21日(注)9	2,400.00	18,907.65	164,400	998,409	164,400	508,982
平成18年12月6日(注)10	213.00	19,120.65	—	998,409	22,348	531,331
平成19年1月26日(注)11	—	19,120.65	—	998,409	△250,000	281,331
平成18年11月1日～ 平成19年10月31日(注)4	50.00	19,170.65	4,013	1,002,422	4,013	285,344

(注) 1. 平成15年1月30日開催の定時株主総会において、資本準備金を143,050千円減少し、欠損てん補することを決議しております。

2. 新株引受権の行使による増加であります。

3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価額 1,020円、引受価額 1,380円（払込金額総額 138,000千円）

発行価格 1,500円、資本組入額 510円

4. 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。

5. 有償第三者割当

発行価格1,456円、資本組入額728円

割当先 ㈱大塚商会、廣岡 享

6. 株式交換の実施に伴う新株発行によるものであります。

発行価格1,640円、資本組入額130円

株式交換比率（1：1,067）

割当先 ㈱シーエスネット

7. 簡易株式交換の実施に伴う新株発行によるものであります。

新株引受権の資本準備金組入額5,838,400円

株式交換比率（1：8）

割当先 ㈱J P S S

8. 平成18年4月29日付をもって行った株式併合によるものであります。

9. 有償第三者割当

発行価格137,000円、資本組入額68,500円

割当先 ㈱パソナ、㈱ジー・エフ、㈱協和エクシオ

10. 平成18年12月6日に簡易株式交換によるスリープロエージェンシー㈱(旧 ㈱ナレッジ・フィールド・サービス)の子会社化に伴う新株発行の増加によるものであります。

11. 平成19年1月26日定時株主総会決議によるその他資本剰余金への振替えによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

(平成19年10月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	9	31	8	—	772	822	—
所有株式数 (単元)	—	71	291	9,584	521	—	8,702	19,169	1.65
所有株式数 の割合(%)	—	0.37	1.52	50.0	2.72	—	45.4	100.00	—

(注) 1 自己株式279.27株は、「個人その他」に279単元及び「単元未満株式の状況」に0.27株を含めて記載しております。

2 「その他法人」の欄には、証券補完振替機構名義の株式が14,632株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(平成19年10月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
高野 研	東京都新宿区	2,769.00	14.44
トランス・コスモス(株)	東京都渋谷区渋谷3-25-18	2,487.00	12.97
(株)フルキャスト	東京都渋谷区桜丘町2-6	1,500.00	7.82
竹中 正雄	神奈川県三浦郡葉山町	1,400.00	7.30
(株)大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	1,200.00	6.26
(株)パソナ	東京都千代田区大手町2-1-1	1,200.00	6.26
(株)シーエスネット	東京都中央区明石町8-1	586.85	3.06
鎌田 正彦	東京都大田区	570.00	2.97
加賀ハイテック(株)	東京都文京区本郷2-2-9	466.00	2.43
加賀電子(株)	東京都文京区本郷2-2-9	304.00	1.59
計	—	12,482.85	65.11

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年10月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 279.00	—	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,890.00	18,890	同上
端株	普通株式 1.65	—	同上
発行済株式総数	19,170.65	—	—
総株主の議決権	—	18,890	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,632株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14,632個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成19年10月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
スリープログループ(株)	東京都新宿区西新宿7-21-3	279.00	—	279.00	1.46
計	—	279.00	—	279.00	1.46

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は旧商法及び会社法に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社役員及び従業員並びに当社グループ会社の役員、従業員及び顧問等の社外関係者に対して付与することをそれぞれ下記株主総会で決議されたものであります。

①第1回新株予約権（平成14年10月15日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成14年10月15日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名、当社従業員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

②第2回、第4回、第5回新株予約権（平成16年1月29日定時株主総会決議）

決議年月日	平成16年1月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

③第6回、第7回、第8回、第9回新株予約権（平成17年1月27日定時株主総会決議）

決議年月日	平成17年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員5名、当社グループ会社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

④第10回新株予約権（平成18年1月27日定時株主総会決議）

決議年月日	平成18年1月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、当社従業員41名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

⑤第13回、第16回新株予約権（平成19年1月26日定時株主総会決議）

決議年月日	平成19年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 上記のほか、細目については臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（平成19年8月16日）での決議状況 （取得期間 平成19年9月13日～平成20年1月開催 予定の株主総会終結の時まで）	1,500.00	200,000,000
取締役会（平成20年1月16日）での決議状況 （取得期間 平成20年1月16日～平成20年1月開催 予定の株主総会終結の時まで）（注）	(1,900.00)	(240,000,000)
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	278.00	33,996,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,222.00	166,004,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	81.47	83.00
当期間における取得自己株式	1,500	159,000,000
提出日現在の未行使割合(%)（注）	6.42	19.59

(注) 当社は平成20年1月16日開催の取締役会において、取得する自己株式の総数及び取得価額の総額を変更する決議を行いました。上記()書の株式数及び価額の総額は変更後の株式数及び価額の総額になっております。また、提出日現在の未行使割合の算出につきましては、変更後の株式数及び価額の総額を分母に使用しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 (注) 1	253.00	42,651,478	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	279.27	—	1,779.27	—

(注) 1. 平成18年12月6日付で簡易株式交換による(株)ナレッジ・フィールド・サービス（現スリープロエージェンシー(株)）の子会社化を行っております。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成19年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれて降りません。

3【配当政策】

当社では、重点分野への積極的な投資等により確固たる競争力を早期に築くことが重要な課題の一つであると認識しておりますが、株主に対する利益還元についても重要な経営の課題として認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、当社は期末配当年1回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり1,000円の配当を実施することを決定しました。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる」旨定款に定めております。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年10月31日、中間配当については4月30日としております。また、上記基準日のほか取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年1月24日 定時株主総会決議	18,891	1,000

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月
最高(円)	—	3,050	2,690	2,170 □ 182,000	154,000
最低(円)	—	1,203	1,200	1,260 □ 123,000	97,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

なお、平成15年11月5日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 第30期の□印は、平成18年4月29日付で行った普通株式100株を1株に併合する株式併合後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	154,000	148,000	132,000	124,000	144,000	134,000
最低(円)	102,000	116,000	117,000	110,000	111,000	122,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 ファウンダー		竹 中 正 雄	昭和16年1月12日生	昭和39年4月 ㈱小松製作所入社 昭和45年4月 ㈱印刷アド入社、取締役就任 昭和52年1月 ㈱シーサンディ(現当社)設立代表 取締役就任 平成元年4月 ㈱印刷アド代表取締役社長就任 (現任) 平成11年9月 当社代表取締役会長就任 平成15年1月 当社取締役会長就任 平成18年1月 当社取締役ファウンダー就任(現 任)	(注) 4	1,400.00
代表取締役 社長		高 野 研	昭和50年5月17日生	平成7年12月 個人でパソコンサポート事業開始 平成8年4月 ㈱ザポイントスタジオ(現当社)入 社 平成8年6月 当社専務取締役就任 平成11年9月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 4	2,769.00
取締役		久 保 裕	昭和42年1月7日生	平成5年4月 ㈱三菱総合研究所入社 平成12年8月 イー・サムスンジャパン㈱入社 平成13年4月 ㈱ゲームオン設立代表取締役就任 平成14年4月 ㈱フルキャスト入社 平成14年10月 同社執行役員経営企画部長就任 平成15年5月 当社取締役就任(現任) 平成17年10月 アジアパシフィックシステム総研 ㈱ 代表取締役就任(現任)	(注) 4	—
取締役		石 見 浩 一	昭和42年1月10日生	平成5年4月 味の素㈱入社 平成13年3月 トランス・コスモス㈱入社 平成14年7月 ㈱マクロミル取締役就任(現任) 平成15年6月 トランス・コスモス㈱常務取締役 就任 平成17年6月 トランス・コスモス㈱専務取締 役就任 平成18年1月 当社取締役就任(現任) 平成18年6月 トランス・コスモス㈱取締役副社 長就任(現任)	(注) 4	—
取締役		梅 村 正 義	昭和34年8月19日生	昭和58年4月 ㈱リクルート入社 平成2年10月 同社大阪北営業所長 平成3年10月 同社大阪支社企画課長兼人事教育 課長 平成6年4月 同社HRM (Human Resource Management) 室 主任研究員 平成7年7月 同社組織人事コンサルティング室 シニア・コンサルタント 平成11年10月 ㈱イプセ設立、代表取締役就任 (現任) 平成19年1月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	1.00

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		水 口 雄	昭和28年10月25日生	昭和51年4月 ダイフスポーツ株式会社入社 平成8年9月 株式会社クロス・オブ・ジャパン入社 平成11年7月 マースジャパン株式会社入社 平成17年6月 スリープロ株式会社(現当社)入社 平成17年7月 当社執行役員就任 平成18年5月 スリープロマーケティング株式会社代表取締役就任(現任) 平成18年9月 スリープロコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成19年3月 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス(現スリープロエージェンシー株式会社)代表取締役就任(現任) 平成19年7月 当社常務執行役員就任(現任)	(注) 4	11.00
常勤監査役		木 村 公 一	昭和12年7月31日生	昭和37年4月 日商岩井㈱入社 昭和60年10月 ㈱神戸製鋼所入社 平成4年10月 高圧ガス保安協会入社 平成13年9月 当社入社 平成15年1月 当社監査役就任(現任) 平成15年5月 スリープロ㈱監査役就任	(注) 5	10.00
監査役		佐久間 裕 幸	昭和36年8月2日生	昭和61年9月 監査法人中央会計事務所入所 平成8年8月 公認会計士・税理士佐久間裕幸事務所開設 平成13年1月 当社監査役就任(現任) 平成18年4月 南山大学大学院ビジネス研究科教授(現任)	(注) 6	100.00
監査役		五十嵐 幹 也	昭和11年8月2日生	昭和34年9月 会計士補開業登録 昭和35年4月 立正大学経済学部助手 昭和37年4月 同大学経済学部退職 昭和40年9月 公認会計士開業登録 昭和43年1月 富士法律・特許・会計事務所開設 昭和62年6月 三和機材株式会社取締役就任 平成5年6月 三和機材株式会社常務取締役就任 平成9年6月 三和機材株式会社監査役就任 平成10年3月 学校法人サンモール インターナショナルスクール監事就任(現任) 平成19年1月 当社監査役就任(現任)	(注) 6	—
監査役		太 原 正 裕	昭和35年3月21日生	昭和58年4月 株式会社東京都民銀行入社 平成9年6月 船井キャピタル株式会社入社 平成11年6月 株式会社SBUマネジメント取締役就任(現任) 平成13年9月 城西大学経済学部経営学科非常勤講師 平成16年4月 同大学客員助教授 平成16年8月 弁護士法人古田アンドアソシエイツ顧問就任(現任) 平成18年8月 セブンシーズ・ホールディングス株式会社顧問就任(現任) 平成19年4月 城西大学経営学部准教授(現任)	(注) 6	—
計						4,291.00

- (注) 1. 取締役 久保 裕、石見 浩一及び梅村 正義は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 佐久間 裕幸、五十嵐 幹也及び太原 正裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、常務執行役員(営業・販売支援サービス部門担当)水口 雄、執行役員(導入・設置・交換支援サービス担当)落合 雅之、執行役員(運用支援サービス部門担当)武田 知之、執行役員(学習支援サービス部門担当)松家 一貴、執行役員(グループ支援部門担当)佐々木 隆宏、執行役員(管理部門担当)濱村 誠で構成されております。
4. 平成20年1月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 平成19年1月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成20年1月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

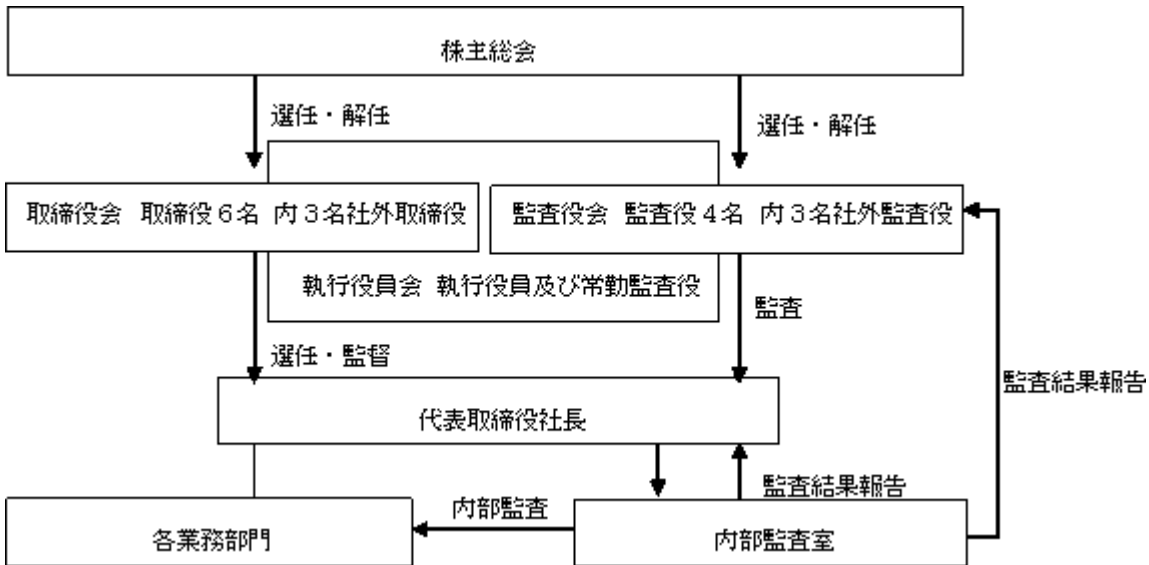
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主だけでなくすべての利害関係者の要請に応じて、迅速かつ公正に経営判断を行い、適正に情報を公開することであり、また責任の明確化、法令遵守及び情報管理の徹底により信頼を確保することであると考えており、このことがひいては株主の利益の向上につながるものと考えております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役を3名としております。また、当社の内部統制システムといたしましては、内部監査室による内部統制及び会計監査人による会計監査により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりです。



③ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

取締役会は、監査役出席の上月1回定期的に開催し、経営の基本方針に基づき、また法令及び定款に違反なきように審議しております。職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。また、内部監査室による業務監査による内部牽制を常時実施しております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設けており、専任者2名が内部監査計画に基づき業務全般に関して、法令、定款、社内諸規程の遵守の状況、業務執行の手続き及び妥当性について、業務監査及び内部牽制を常時実施しております。

また、監査役につきましては、取締役会を含む社内での重要な会議に出席するほか、営業報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、会社の財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務執行を監視しており、会社業務全般にわたり適法及び妥当性を監査しております。

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査人であり、みすず監査法人は平成19年7月31日をもって法人を解散したことから、当事業年度の会計監査については、旧証券取引法に基づく会計監査のうち、半期報告書の監査はみすず監査法人に、有価証券報告書の監査及び会社法に基づく会計監査を新日本監査法人にそれぞれ委嘱しております。両監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであり、通常の会計監査に加え、重要な会計課題について随時相談・検討を実施しております。

みすず監査法人

(イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：鈴木一宏氏、新居伸浩氏

(ロ) 会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 7名、会計士補等 4名、その他 2名

新日本監査法人

(イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：鈴木一宏氏、新居伸浩氏

(ロ) 会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 8名、会計士補等 5名、その他 2名

(注) 1. 継続監査年数は、7年を超えておりません。

2. 鈴木一宏氏及び新居伸浩氏は平成19年8月1日付でみずほ監査法人から新日本監査法人へ移籍しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は事業運営に関わる事項全般に関して有用な助言を得ること等を目的として、3名の社外取締役を招聘しております。3名のうち1名はトランス・コスモス㈱より招聘しておりますが、同社は当社株式を12.97%保有し当社とは業務提携関係にあり、今後とも関係を継続する考えであります。また、社外監査役として公認会計士2名を選任しておりますが、当社との利害関係はございません。

⑦ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、必要に応じたより機動的な配当を行うことを可能とするためであります。

⑧ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) リスク管理体制の整備の状況

損失の危険の管理については、グループ内で機能しているリスク管理の業務及びノウハウを体系化し、各種規程の中のリスクマネジメント条項を包括したリスク管理規程を制定して一層の強化に取り組んでおります。

全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務担当部署が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行います。

万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長もしくは代表取締役社長が指名する執行役員が統括責任者となり、迅速かつ適切な対応を行い、損失を最小限に止めるものとします。

(3) 役員報酬の内容

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 65,100千円 (うち社外取締役 1,200千円)

監査役 6,380千円 (うち社外監査役 3,200千円)

(注) 当社は社外取締役梅村正義氏、社外監査役五十嵐幹也氏及び社外監査役太原正裕氏と、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 監査報酬の内容

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務にもとづく報酬 27,300千円
上記以外の業務に基づく報酬はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年11月1日から平成18年10月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年11月1日から平成18年10月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)の連結財務諸表及び前事業年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)の財務諸表については、みずほ監査法人の監査を受けており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)の連結財務諸表及び当事業年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度	みずほ監査法人
当連結会計年度及び当事業年度	新日本監査法人

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年10月31日)		当連結会計年度 (平成19年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		809,938		966,038	
2. 受取手形及び売掛金		1,083,544		1,382,609	
3. たな卸資産		25,708		18,372	
4. 繰延税金資産		23,151		42,131	
5. その他		185,671		149,282	
貸倒引当金		△18,577		△10,468	
流動資産合計		2,109,436	63.3	2,547,965	72.8
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1)建物		32,697		40,216	
減価償却累計額		△8,085	24,612	△10,148	30,067
(2)その他		106,482		266,782	
減価償却累計額		△80,196	26,286	△92,783	173,999
有形固定資産合計			50,898		204,066
2. 無形固定資産					
(1)ソフトウェア			49,315		30,075
(2)のれん			541,424		493,818
(3)その他			55,299		5,818
無形固定資産合計			646,038	19.3	529,713
3. 投資その他の資産					
(1)投資有価証券	※1		388,700		32,123
(2)長期貸付金			8,233		8,303
(3)繰延税金資産			5,284		12,872
(4)その他			155,504		219,132
貸倒引当金			△29,076		△53,742
投資その他の資産合計			528,646	15.9	218,688
固定資産合計			1,225,583	36.7	952,468
資産合計			3,335,020	100.0	3,500,434

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年10月31日)		当連結会計年度 (平成19年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		55,428		73,035	
2. 短期借入金		335,000		500,000	
3. 1年内返済予定長期借入金		313,288		123,257	
4. 未払金		574,168		734,265	
5. 未払法人税等		19,962		41,198	
6. 賞与引当金		24,186		33,261	
7. その他		274,512		175,645	
流動負債合計		1,596,546	47.9	1,680,663	48.0
II 固定負債					
1. 長期借入金		286,605		163,336	
2. 退職給付引当金		8,881		10,959	
3. その他		1,363		263	
固定負債合計		296,849	8.9	174,558	5.0
負債合計		1,893,395	56.8	1,855,222	53.0
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		998,409	29.9	1,002,422	28.6
2. 資本剰余金		508,982	15.3	516,691	14.8
3. 利益剰余金		△35,602	△1.1	102,872	2.9
4. 自己株式		△42,865	△1.3	△34,210	△0.9
株主資本合計		1,428,923	42.8	1,587,776	45.4
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		△14,512	△0.4	△3,661	△0.1
評価・換算差額等合計		△14,512	△0.4	△3,661	△0.1
III 新株予約権		—	—	61,097	1.7
IV 少数株主持分		27,213	0.8	—	—
純資産合計		1,441,624	43.2	1,645,212	47.0
負債純資産合計		3,335,020	100.0	3,500,434	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
I 売上高			6,272,630	100.0		8,619,605	100.0
II 売上原価			4,594,512	73.3		6,164,589	71.5
売上総利益			1,678,117	26.7		2,455,016	28.5
III 販売費及び一般管理費	※1		1,613,842	25.7		2,220,069	25.8
営業利益			64,274	1.0		234,946	2.7
IV 営業外収益							
1. 受取利息		297			968		
2. 受取配当金		755			687		
3. 投資有価証券売却益		14,108			4,739		
4. 持分法投資利益		9,874			7,692		
5. その他		6,100	31,135	0.5	8,760	22,848	0.3
V 営業外費用							
1. 支払利息		16,411			12,743		
2. 投資有価証券売却損		13,744			23,185		
3. 新株発行費		5,021			—		
4. その他		1,509	36,686	0.6	3,644	39,573	0.5
経常利益			58,723	0.9		218,221	2.5
VI 特別利益							
1. 関係会社株式売却益		—			105,634		
2. 償却債権取立益		2,200			2,209		
3. その他		—	2,200	0.0	1,318	109,162	1.3
VII 特別損失							
1. 投資有価証券評価損		—			6,830		
2. 固定資産除却損	※2	—			11,519		
3. 貸倒引当金繰入額		2,618			—		
4. 原状回復費用	※3	3,157			4,664		
5. 減損損失	※4	—			32,466		
6. のれん償却		—			47,625		
7. 過年度社会保険料		1,082			—		
8. その他		754	7,611	0.1	4,647	107,754	1.3
税金等調整前当期純利益			53,312	0.8		219,629	2.5
法人税、住民税及び事業税		32,213			109,952		
法人税等調整額		1,818	34,032	0.5	△26,568	83,383	0.9
少数株主利益又は少数株主損失(△)			125	0.0		△2,229	△0.0
当期純利益			19,154	0.3		138,475	1.6

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年10月31日 残高 (千円)	832,119	336,854	△38,577	△42,669	1,087,726
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	166,290	166,290	—	—	332,580
株式交換	—	5,838	—	—	5,838
剰余金の配当	—	—	△16,179	—	△16,179
当期純利益	—	—	19,154	—	19,154
自己株式の取得	—	—	—	△196	△196
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	166,290	172,128	2,974	△196	341,196
平成18年10月31日 残高 (千円)	998,409	508,982	△35,602	△42,865	1,428,923

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成17年10月31日 残高 (千円)	2,901	2,901	1,633	1,092,262
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	332,580
株式交換	—	—	—	5,838
剰余金の配当	—	—	—	△16,179
当期純利益	—	—	—	19,154
自己株式の取得	—	—	—	△196
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△17,414	△17,414	25,580	8,165
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	△17,414	△17,414	25,580	349,362
平成18年10月31日 残高 (千円)	△14,512	△14,512	27,213	1,441,624

(注) 1. 剰余金の配当は、平成18年1月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

当連結会計年度（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年10月31日 残高 (千円)	998,409	508,982	△35,602	△42,865	1,428,923
連結会計年度中の変動額					
株式交換に伴う新株発行	—	22,348	—	—	22,348
新株の発行	4,013	4,013	—	—	8,026
剰余金の配当	—	△18,653	—	—	△18,653
当期純利益	—	—	138,475	—	138,475
自己株式の取得	—	—	—	△33,996	△33,996
株式交換に伴う自己株式 の処分	—	—	—	42,651	42,651
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額(純 額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合 計 (千円)	4,013	7,708	138,475	8,655	158,852
平成19年10月31日 残高 (千円)	1,002,422	516,691	102,872	△34,210	1,587,776

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計			
平成18年10月31日 残高 (千円)	△14,512	△14,512	—	27,213	1,441,624
連結会計年度中の変動額					
株式交換に伴う新株発行	—	—	—	—	22,348
新株の発行	—	—	—	—	8,026
剰余金の配当	—	—	—	—	△18,653
当期純利益	—	—	—	—	138,475
自己株式の取得	—	—	—	—	△33,996
株式交換に伴う自己株式 の処分	—	—	—	—	42,651
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額(純 額)	10,851	10,851	61,097	△27,213	44,735
連結会計年度中の変動額合 計 (千円)	10,851	10,851	61,097	△27,213	203,587
平成19年10月31日 残高 (千円)	△3,661	△3,661	61,097	—	1,645,212

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		53,312	219,629
減価償却費		43,465	42,931
のれん償却額		55,740	120,983
長期前払費用償却		199	—
貸倒引当金の増減額(減少:△)		13,462	16,353
賞与引当金増減額(減少:△)		633	468
退職給付引当金増減額(減少:△)		8,881	2,078
受取利息及び受取配当金		△1,052	△1,655
支払利息		16,411	12,743
持分法による投資利益		△5,824	△7,692
投資有価証券売却益		△14,108	△4,739
投資有価証券売却損		13,744	23,185
投資有価証券評価損		—	6,830
関係会社株式売却益		—	△105,634
固定資産除却損		—	11,519
減損損失		—	32,466
売上債権の増減額(増加:△)		△179,490	△295,450
たな卸資産の増減額(増加:△)		△1,527	7,335
仕入債務の増減額(減少:△)		12,836	17,606
未払金の増減額(減少:△)		114,230	93,747
前受金の増減額(減少:△)		△4,344	—
未払消費税等の増減額(減少:△)		3,426	△35,624
預り金の増減額(減少:△)		△23,941	△43,635
その他		△45,909	29,738
小計		60,145	143,186
利息及び配当金受取額		1,052	1,655
利息支払額		△14,598	△14,619
法人税等支払額		△52,196	△46,913
営業活動によるキャッシュ・フロー		△5,597	83,309

		前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△17,429	△191,855
有形固定資産の売却による収入		—	105
無形固定資産の取得による支出		△67,704	△3,984
短期貸付金の純増減額		△2,312	—
長期貸付けによる支出		△11,690	△7,710
長期貸付金の回収による収入		6,950	6,897
投資有価証券の取得による支出		△51,362	△55,242
投資有価証券の売却による収入		55,522	64,422
保証金の差入れによる支出		△17,482	△50,884
保証金の返還による収入		10,746	11,870
連結範囲の変更を伴う子会社 株式取得による収入	※2	—	20,442
連結範囲の変更を伴う子会社 株式取得による支出	※2	△23,413	—
関係会社株式売却による収入		600	446,300
子会社株式取得による支出		—	△24,873
投資活動によるキャッシュ・フロー		△117,576	215,487
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		230,000	165,000
長期借入による収入		200,000	—
長期借入金の返済による支出		△305,176	△313,300
新株予約権の発行による収入		—	51,240
新株発行による収入		332,580	6,660
自己株式取得による支出		△196	△33,996
配当金の支払による支出		△16,074	△18,301
財務活動によるキャッシュ・フロー		441,133	△142,697
IV 現金及び現金同等物の増減額		△317,959	156,099
V 現金及び現金同等物の期首残高		491,979	809,938
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	809,938	966,038

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社は全て連結しております。</p> <p>連結子会社の数 6社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>スリープロマーケティング株式会社 (旧 株式会社コアグルーヴ)</p> <p>株式会社J P S S</p> <p>株式会社シーエステクノロジー</p> <p>株式会社ホーム・コンピューティン グ・ネットワーク</p> <p>スリープロ株式会社</p> <p>スリープロコミュニケーションズ株 式会社</p> <p>※スリープロ株式会社については、会社 分割により、株式会社ホーム・コンピ ューティング・ネットワークについて は、株式の新規取得により、またスリ ープロコミュニケーションズ株式会社 は会社設立により当連結会計年度より 連結の範囲に含めております。</p>	<p>子会社は全て連結しております。</p> <p>連結子会社の数 7社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>スリープロ株式会社</p> <p>スリープロマーケティング株式会社</p> <p>株式会社J P S S</p> <p>スリープロテクノロジー株式会社 (旧株式会社シーエステクノロジ ー)</p> <p>株式会社ホーム・コンピューティン グ・ネットワーク</p> <p>スリープロコミュニケーションズ株 式会社</p> <p>スリープロエージェンシー株式会社</p> <p>※スリープロエージェンシー株式会社に ついては、平成18年12月に株式の新規 取得により、当連結会計年度より連結 の範囲に含めております。また、平成 19年4月に株式会社ナレッジ・フィー ルド・サービスより商号変更しており ます。</p>
2. 持分法の適用に関する事 項	<p>持分法を適用した関連会社数 1社</p> <p>会社の名称</p> <p>株式会社クリエイトラボ</p> <p>Y'sラーニング株式会社については、 株式の売却により、当連結会計年度より 持分法適用の関連会社から除外となりま した。</p>	<p>持分法を適用した関連会社数 1社</p> <p>会社の名称</p> <p>—</p> <p>株式会社クリエイトラボについては、 株式の売却により、当連結会計年度より 持分法適用の関連会社から除外となりま した。</p>
3. 連結子会社の事業年度等 に関する事項	<p>子会社の決算日は3月31日でありま す。</p> <p>連結の適用にあたっては9月30日現在 で実施した仮決算に基づく財務諸表を使 用し、連結決算日との間に生じた重要な 取引については、連結上必要な調整を行 っております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)								
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p>	<p>イ その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>ロ デリバティブ 時価法</p> <p>ハ たな卸資産 商品 先入先出法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p> <p>イ 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="491 1070 858 1137"> <tr> <td>建物</td> <td>3年から15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4年から15年</td> </tr> </table> <p>ロ 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>ハ 繰延資産 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	建物	3年から15年	工具器具備品	4年から15年	<p>イ その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>ロ デリバティブ 同左</p> <p>ハ たな卸資産 商品 同左 貯蔵品 同左</p> <p>イ 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="965 1070 1332 1137"> <tr> <td>建物</td> <td>3年から15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4年から15年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>ハ 繰延資産 株式交付費 同左</p>	建物	3年から15年	工具器具備品	4年から15年
建物	3年から15年									
工具器具備品	4年から15年									
建物	3年から15年									
工具器具備品	4年から15年									

項目	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 連結子会社の株式会社シーエステクノロジー及び株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワークは、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 連結子会社の株式会社シーエステクノロジーは、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法により自己都合期末要支給額の100%）の見込み額に基づき計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 連結子会社のスリープロテクノロジー株式会社（旧株式会社シーエステクノロジー）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法により自己都合期末要支給額の100%）の見込み額に基づき計上しております。</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金</p> <p>ハ ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>イ ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同左</p> <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
6. のれんの償却に関する事項	<p>のれんについては、10年間で均等償却しております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
7. 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許現金、要求払預金及び取得日から 3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の 高い、容易に換金可能であり、かつ、価 値の変動について僅少なリスクしか負わ ない短期的な投資であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(減損会計) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は1,414,411千円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>(企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準) 当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正 平成18年12月22日）を適用しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年10月31日)	当連結会計年度 (平成19年10月31日)														
<p>※1. 関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td>332,973千円</td> </tr> </table> <p>2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>335,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>815,000千円</td> </tr> </table>	投資有価証券(株式)	332,973千円	当座貸越極度額	1,150,000千円	借入実行残高	335,000千円	差引額	815,000千円	<p>※1. _____</p> <p>2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計期間末の借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>650,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	1,150,000千円	借入実行残高	500,000千円	差引額	650,000千円
投資有価証券(株式)	332,973千円														
当座貸越極度額	1,150,000千円														
借入実行残高	335,000千円														
差引額	815,000千円														
当座貸越極度額	1,150,000千円														
借入実行残高	500,000千円														
差引額	650,000千円														

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)																																												
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>501,266千円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td>220,327千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>14,119千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>23,739千円</td> </tr> </table> <p>※2. _____</p> <p>※3. 原状回復費用の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>社宅解約に伴う回復費用</td> <td>3,157千円</td> </tr> </table>	給与手当	501,266千円	雑給	220,327千円	貸倒引当金繰入額	14,119千円	賞与引当金繰入額	23,739千円	社宅解約に伴う回復費用	3,157千円	<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>679,608千円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td>298,288千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>16,343千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>13,919千円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>11,519千円</td> </tr> </table> <p>※3. 現状回復費用の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>社宅解約に伴う回復費用</td> <td>80千円</td> </tr> <tr> <td>事務所解約に伴う回復費用</td> <td>4,584千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,664千円</td> </tr> </table> <p>※4. 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スリープロマ ーケティング 株式会社(東京 都新宿区)</td> <td rowspan="4">事業用資産</td> <td>車両運搬具</td> <td>1,383千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,635</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>25,320</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,127</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>32,466</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、会社ごとに資産のグルーピングを行い、減損損失の認識の判定を行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額32,466千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため回収可能価額を零として評価しております。</p>	給与手当	679,608千円	雑給	298,288千円	貸倒引当金繰入額	16,343千円	賞与引当金繰入額	13,919千円	建物付属設備	11,519千円	社宅解約に伴う回復費用	80千円	事務所解約に伴う回復費用	4,584千円	合計	4,664千円	場所	用途	種類	減損損失	スリープロマ ーケティング 株式会社(東京 都新宿区)	事業用資産	車両運搬具	1,383千円	工具器具備品	2,635	のれん	25,320	ソフトウェア	3,127			合計	32,466
給与手当	501,266千円																																												
雑給	220,327千円																																												
貸倒引当金繰入額	14,119千円																																												
賞与引当金繰入額	23,739千円																																												
社宅解約に伴う回復費用	3,157千円																																												
給与手当	679,608千円																																												
雑給	298,288千円																																												
貸倒引当金繰入額	16,343千円																																												
賞与引当金繰入額	13,919千円																																												
建物付属設備	11,519千円																																												
社宅解約に伴う回復費用	80千円																																												
事務所解約に伴う回復費用	4,584千円																																												
合計	4,664千円																																												
場所	用途	種類	減損損失																																										
スリープロマ ーケティング 株式会社(東京 都新宿区)	事業用資産	車両運搬具	1,383千円																																										
		工具器具備品	2,635																																										
		のれん	25,320																																										
		ソフトウェア	3,127																																										
		合計	32,466																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	1,643,285.00	9,880.00	1,634,257.35	18,907.65
合計	1,643,285.00	9,880.00	1,634,257.35	18,907.65
自己株式				
普通株式	25,300.00	1.27	25,047.00	254.27
合計	25,300.00	1.27	25,047.00	254.27

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加9,880.00株は、第三者割当による新株の発行による増加2,400.00株、新株予約権の行使による増加4,200.00株、連結子会社(株)JPSS)との株式交換による増加3,280.00株であります。

2. 普通株式の発行済株式数の減少1,634,257.35株は平成18年4月29日付をもって行った株式併合によります。

3. 普通株式の自己株式の増加1.27株は、株式併合前に単元未満株式40.00株、平成18年4月29日付を行った株式併合後に端株0.87株の買取によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の減少25,047.00株は、平成18年4月29日付をもって行った株式併合によります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年1月27日 定時株主総会	普通株式	16,179	10	平成17年10月31日	平成18年1月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年1月26日 定時株主総会	普通株式	18,653	その他資本剰余金	1,000	平成18年10月31日	平成19年1月29日

当連結会計年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	18,907.65	263.00	—	19,170.65
合計	18,907.65	263.00	—	19,170.65
自己株式				
普通株式	254.27	278.00	253.00	279.27
合計	254.27	278.00	253.00	279.27

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加のうち213.00株は、平成18年12月6日付で行った加賀ハイテック株式会社との株式交換によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加278.00株は、市場からの買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少253.00株は、平成18年12月6日付で行った加賀ハイテック株式会社との株式交換によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成19年新株予約権(注) 1, 2, 3 (自己新株予約権)(注) 3, 4	普通株式		3,000 (1,500)	1,540 (1,500)	1,460 —	49,873 —
	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	11,223
合計		—	—	—	—	—	61,097

(注) 1. 平成19年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 平成19年新株予約権の当連結会計年度減少のうち40株は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 平成19年新株予約権の当連結会計年度減少のうち1,500株及び自己新株予約権の当連結会計年度増加は、当社の取得事由の発生により当社が無償で取得したことによるものであります。

4. 平成19年自己新株予約権の当連結会計年度減少は、当社が無償で取得した新株予約権を取締役会決議により、消却したことによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年1月26日 定時株主総会	普通株式	18,653	1,000	平成18年10月31日	平成19年1月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年1月24日 定時株主総会	普通株式	18,891	利益剰余金	1,000	平成19年10月31日	平成20年1月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)																																																
※1. 現金及び現金同等物の期末残高(809,938千円)と連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は同額であります。	※1. 現金及び現金同等物の期末残高(966,038千円)と連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は同額であります。																																																
※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワークを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに連結子会社の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。	※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たにスリープロエージェンシー株式会社(旧株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">649,913</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">67,125</td></tr> <tr><td>のれん</td><td style="text-align: right;">34,728</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">751,767</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△184,650</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">△2,473</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td style="text-align: right;">△28,085</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△215,209</td></tr> <tr><td>差引：連結子会社の取得価額</td><td style="text-align: right;">536,558</td></tr> <tr><td>連結子会社の現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">513,144</td></tr> <tr><td>差引：連結子会社取得のための支出</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,413</td></tr> </tbody> </table>		(千円)	流動資産	649,913	固定資産	67,125	のれん	34,728	小計	751,767	流動負債	△184,650	固定負債	△2,473	少数株主持分	△28,085	小計	△215,209	差引：連結子会社の取得価額	536,558	連結子会社の現金及び現金同等物	513,144	差引：連結子会社取得のための支出	23,413	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">58,614</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">257</td></tr> <tr><td>のれん</td><td style="text-align: right;">49,268</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">108,140</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△42,310</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△42,310</td></tr> <tr><td>株式交換による資本剰余金増加額</td><td style="text-align: right;">△22,348</td></tr> <tr><td>差引：連結子会社の取得価額</td><td style="text-align: right;">43,480</td></tr> <tr><td>株式交換により割当てた自己株式</td><td style="text-align: right;">△42,651</td></tr> <tr><td>連結子会社の現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">△21,272</td></tr> <tr><td>差引：連結子会社取得による収入</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,442</td></tr> </tbody> </table>		(千円)	流動資産	58,614	固定資産	257	のれん	49,268	小計	108,140	流動負債	△42,310	小計	△42,310	株式交換による資本剰余金増加額	△22,348	差引：連結子会社の取得価額	43,480	株式交換により割当てた自己株式	△42,651	連結子会社の現金及び現金同等物	△21,272	差引：連結子会社取得による収入	20,442
	(千円)																																																
流動資産	649,913																																																
固定資産	67,125																																																
のれん	34,728																																																
小計	751,767																																																
流動負債	△184,650																																																
固定負債	△2,473																																																
少数株主持分	△28,085																																																
小計	△215,209																																																
差引：連結子会社の取得価額	536,558																																																
連結子会社の現金及び現金同等物	513,144																																																
差引：連結子会社取得のための支出	23,413																																																
	(千円)																																																
流動資産	58,614																																																
固定資産	257																																																
のれん	49,268																																																
小計	108,140																																																
流動負債	△42,310																																																
小計	△42,310																																																
株式交換による資本剰余金増加額	△22,348																																																
差引：連結子会社の取得価額	43,480																																																
株式交換により割当てた自己株式	△42,651																																																
連結子会社の現金及び現金同等物	△21,272																																																
差引：連結子会社取得による収入	20,442																																																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	12,248	8,676	3,572	建物	12,248	11,738	510
工具器具備品	79,265	44,858	34,406	工具器具備品	102,599	61,250	41,348
ソフトウェア	38,030	25,794	12,235	ソフトウェア	28,080	21,792	6,287
合計	129,543	79,328	50,214	合計	142,928	94,781	48,146
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
	1 年 内		23,706千円		1 年 内		23,125千円
	1 年 超		28,693千円		1 年 超		27,104千円
	合計		52,400千円		合計		50,230千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料		19,496千円		支払リース料		30,808千円
	減価償却費相当額		17,954千円		減価償却費相当額		28,233千円
	支払利息相当額		1,389千円		支払利息相当額		1,916千円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,066	4,580	513
	小計	4,066	4,580	513
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	46,473	31,447	△15,026
	小計	46,473	31,447	△15,026
合計		50,539	36,027	△14,512

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
55,522	14,108	13,744

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券	
非上場株式	19,700
(2) 関連会社株式	332,973

当連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,845	3,265	420
	小計	2,845	3,265	420
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	20,069	15,987	△4,082
	小計	20,069	15,987	△4,082
合計		22,914	19,253	△3,661

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
64,422	4,739	23,185

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券 非上場株式	12,869

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
<p>(1) 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、金利スワップであります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 デリバティブ取引は、借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金</p> <p>③ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している金利スワップは、市場金利の変動によるリスクがあります。なお、取引の契約先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、財務経理部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

当社は、デリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しておりますので、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の監査役及び従業員 25名	当社の取締役及び従業員 21名	当社の従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 300株	普通株式 290株	普通株式 80株
付与日	平成15年7月30日	平成16年6月30日	平成16年12月15日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年11月1日 平成26年10月31日	平成18年2月1日 平成26年1月28日	平成18年2月1日 平成26年1月28日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の取締役及び従業員 10名	当社の監査役、従業員及び当社グループ会社の取締役 4名	当社の従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 110株	普通株式 130株	普通株式 60株
付与日	平成17年1月12日	平成17年2月15日	平成17年7月12日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年2月1日 平成26年1月28日	平成19年2月1日 平成27年1月27日	平成19年2月1日 平成27年1月27日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 1名	当社の取締役 1名	当社の取締役及び従業員 42名
ストック・オプション数(注)	普通株式 30株	普通株式 280株	普通株式 610株
付与日	平成17年10月14日	平成18年1月13日	平成18年4月21日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年2月1日 平成27年1月27日	平成19年2月1日 平成27年1月27日	平成20年2月1日 平成28年1月27日

(注)ストックオプションの数は、株式数に換算して記載しており、平成18年4月29日付けで行った株式併合（100株→1株）後の数としております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	235	20
付与	—	—	—
失効	—	—	20
権利確定	—	235	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	124	—	—
権利確定	—	235	—
権利行使	42	—	—
失効	—	20	—
未行使残	82	215	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	60	90	130
付与	—	—	—
失効	—	—	50
権利確定	60	90	—
未確定残	—	—	80
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	60	90	—
権利行使	—	—	—
失効	20	—	—
未行使残	40	90	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	60	30	—
付与	—	—	280
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	60	30	280
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	610
失効	30
権利確定	—
未確定残	580
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成18年4月29日付けで行った株式併合(100株→1株)後の数としております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	90,000	179,700	157,000
行使時平均株価 (円)	180,000	—	—
公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	158,500	146,000	154,600
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	187,000	225,000	210,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	178,000
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成18年4月29日付けで行った株式併合(100株→1株)後の数としております。

当連結会計年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 12,542千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の監査役及び従業員 25名	当社の取締役及び従業員 21名	当社の従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 300株	普通株式 290株	普通株式 80株
付与日	平成15年7月30日	平成16年6月30日	平成16年12月15日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年11月1日 平成26年10月31日	平成18年2月1日 平成26年1月28日	平成18年2月1日 平成26年1月28日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の取締役及び従業員 10名	当社の監査役、従業員及び当社グループ会社の取締役 4名	当社の従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 110株	普通株式 130株	普通株式 60株
付与日	平成17年1月12日	平成17年2月15日	平成17年7月12日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年2月1日 平成26年1月28日	平成19年2月1日 平成27年1月27日	平成19年2月1日 平成27年1月27日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 1名	当社の取締役 1名	当社の取締役及び従業員 42名
ストック・オプション数(注)	普通株式 30株	普通株式 280株	普通株式 610株
付与日	平成17年10月14日	平成18年1月13日	平成18年4月21日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年2月1日 平成27年1月27日	平成19年2月1日 平成27年1月27日	平成20年2月1日 平成28年1月27日

	第13回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 1名	当社の従業員 23名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 200株	普通株式 1,245株
付与日	平成19年5月1日	平成19年5月31日
権利確定条件	権利付与時の契約関係が継続していること。	権利付与時の契約関係が継続していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年2月1日 平成29年1月25日	平成21年2月1日 平成29年1月25日

(注)ストックオプションの数は、株式数に換算して記載しており、第1回～第10回新株予約権については平成18年4月29日付けで行った株式併合(100株→1株)後の数としております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	82	215	40
権利確定	—	—	—
権利行使	10	—	—
失効	5	20	20
未行使残	67	195	20

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	80	60
付与	—	—	—
失効	—	30	—
権利確定	—	50	60
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	90	—	—
権利確定	—	50	60
権利行使	—	—	—
失効	10	—	—
未行使残	80	50	60

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	30	280	580
付与	—	—	—
失効	—	—	65
権利確定	30	280	—
未確定残	—	—	515
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	30	280	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	30	280	—

	第13回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与	200	1,245
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	200	1,245
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成18年4月29日付けで行った株式併合(100株→1株)後の数としております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	90,000	179,700	158,500
行使時平均株価 (円)	127,000	—	—
公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	146,000	154,600	187,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	225,000	210,000	178,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第13回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	118,000	129,000
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (円)	12,820	33,020

(注) 平成18年4月29日付けで行った株式併合(100株→1株)後の数としております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された、第13回新株予約権及び第16回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

第13回新株予約権

① 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

② 主な基礎数値及び見積方法

	第13回新株予約権
株価変動性（注）1	40.68%
予想残存期間（注）2	5.76年
予想配当率（注）3	0.97%
無リスク利率（注）4	1.298%

（注）1. 3.5年間（平成15年11月から平成19年4月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成18年10月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

第16回新株予約権

① 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

② 主な基礎数値及び見積方法

	第16回新株予約権
株価変動性（注）1	42.05%
予想残存期間（注）2	5.67年
予想配当率（注）3	0.78%
無リスク利率（注）4	1.430%

（注）1. 3年7ヶ月間（平成15年11月から平成19年5月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成18年10月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社のスリープロテクノロジー株式会社（旧株式会社シーエステクノロジー）は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年10月31日)	当連結会計年度 (平成19年10月31日)
イ 退職給付債務 (千円)	8,881	10,959
ロ 退職給付引当金 (千円)	8,881	10,959

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (平成17年11月1日 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (平成18年11月1日 平成19年10月31日)
イ 勤務費用 (千円)	3,453	4,168

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

連結子会社のスリープロテクノロジー株式会社（旧株式会社シーエステクノロジー）は、簡便法を採用しておりますので基礎率等については記載しておりません。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)																																																																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">172,260</td> </tr> <tr> <td> 未払賞与</td> <td style="text-align: right;">18,124</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,597</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">2,956</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,561</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">1,948</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">14,512</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">247</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">215,207</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△186,772</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28,435</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">28,435</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>流動資産—繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">23,151</td> </tr> <tr> <td>固定資産—繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">5,284</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">42.05</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費</td> <td style="text-align: right;">3.01</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金</td> <td style="text-align: right;">0.60</td> </tr> <tr> <td> 住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">9.37</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1.99</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">57.01</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	税務上の繰越欠損金	172,260	未払賞与	18,124	退職給付引当金	3,597	貸倒引当金	2,956	未払事業税	1,561	未払社会保険料	1,948	その他有価証券評価差額金	14,512	その他	247	繰延税金資産小計	215,207	評価性引当額	△186,772	繰延税金資産合計	28,435	繰延税金資産純額	28,435		(千円)	流動資産—繰延税金資産	23,151	固定資産—繰延税金資産	5,284		(%)	法定実効税率	42.05	(調整)		交際費	3.01	受取配当金	0.60	住民税均等割等	9.37	その他	1.99	税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.01	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">201,168</td> </tr> <tr> <td> 未払賞与</td> <td style="text-align: right;">38,913</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,608</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">18,969</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,153</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">4,957</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1,489</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">19,055</td> </tr> <tr> <td> 減損損失</td> <td style="text-align: right;">11,420</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">2,863</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">309,599</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△254,595</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55,003</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">55,003</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>流動資産—繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">42,131</td> </tr> <tr> <td>固定資産—繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">12,872</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">42.05</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.74</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△0.07</td> </tr> <tr> <td> 住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">2.43</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△8.19</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">37.97</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	税務上の繰越欠損金	201,168	未払賞与	38,913	退職給付引当金	4,608	貸倒引当金	18,969	未払事業税	6,153	未払社会保険料	4,957	その他有価証券評価差額金	1,489	投資有価証券評価損	19,055	減損損失	11,420	その他	2,863	繰延税金資産小計	309,599	評価性引当額	△254,595	繰延税金資産合計	55,003	繰延税金資産純額	55,003		(千円)	流動資産—繰延税金資産	42,131	固定資産—繰延税金資産	12,872		(%)	法定実効税率	42.05	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.74	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△0.07	住民税均等割等	2.43	その他	△8.19	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.97
繰延税金資産	(千円)																																																																																																				
税務上の繰越欠損金	172,260																																																																																																				
未払賞与	18,124																																																																																																				
退職給付引当金	3,597																																																																																																				
貸倒引当金	2,956																																																																																																				
未払事業税	1,561																																																																																																				
未払社会保険料	1,948																																																																																																				
その他有価証券評価差額金	14,512																																																																																																				
その他	247																																																																																																				
繰延税金資産小計	215,207																																																																																																				
評価性引当額	△186,772																																																																																																				
繰延税金資産合計	28,435																																																																																																				
繰延税金資産純額	28,435																																																																																																				
	(千円)																																																																																																				
流動資産—繰延税金資産	23,151																																																																																																				
固定資産—繰延税金資産	5,284																																																																																																				
	(%)																																																																																																				
法定実効税率	42.05																																																																																																				
(調整)																																																																																																					
交際費	3.01																																																																																																				
受取配当金	0.60																																																																																																				
住民税均等割等	9.37																																																																																																				
その他	1.99																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.01																																																																																																				
繰延税金資産	(千円)																																																																																																				
税務上の繰越欠損金	201,168																																																																																																				
未払賞与	38,913																																																																																																				
退職給付引当金	4,608																																																																																																				
貸倒引当金	18,969																																																																																																				
未払事業税	6,153																																																																																																				
未払社会保険料	4,957																																																																																																				
その他有価証券評価差額金	1,489																																																																																																				
投資有価証券評価損	19,055																																																																																																				
減損損失	11,420																																																																																																				
その他	2,863																																																																																																				
繰延税金資産小計	309,599																																																																																																				
評価性引当額	△254,595																																																																																																				
繰延税金資産合計	55,003																																																																																																				
繰延税金資産純額	55,003																																																																																																				
	(千円)																																																																																																				
流動資産—繰延税金資産	42,131																																																																																																				
固定資産—繰延税金資産	12,872																																																																																																				
	(%)																																																																																																				
法定実効税率	42.05																																																																																																				
(調整)																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.74																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△0.07																																																																																																				
住民税均等割等	2.43																																																																																																				
その他	△8.19																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.97																																																																																																				

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

全セグメントの売上高合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占めるIT支援サービス事業の割合が、いずれも90%を超える為、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）

全セグメントの売上高合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占めるIT支援サービス事業の割合が、いずれも90%を超える為、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）

当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

当連結会計年度において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）

当連結会計年度において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	トランス・ コスモス㈱	東京都 渋谷区	29,065	情報処理 サービス業	(被所有) 直接13.1%	兼任 1名	役務 の提供	コールセン ターへの人 材派遣	51,267	売掛金	1,275

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	高野 研	-	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接14.6%	-	-	不動産の 賃貸	1,770	地代 家賃	-
役員	高木篤夫	-	-	弁護士	(被所有) -	-	-	仮差押申 立の委任	5,500	仮払金	5,500

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記(1)、(2)について、取引価額については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 上記(1)、(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	トランス・ コスモス㈱	東京都 渋谷区	29,065	情報処理 サービス業	(被所有) 直接13.2%	兼任 1名	役務 の提供	コールセン ターへの人 材派遣	254,112	売掛金	90,136

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	高野 研	-	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接14.7%	-	-	不動産の 賃貸	2,880	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記(1)、(2)について、取引価額については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 上記(1)、(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成18年11月1日 至平成19年10月31日)

(スリープロエージェンシー株式会社(旧株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)の完全子会社化)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

被取得企業の名称	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス
取得した事業の内容	リテール・マーチャンダイジング・サービス
企業結合を行った理由	営業・販売支援サービスの拡大
企業結合日	平成18年12月6日
企業結合の法的形式	簡易株式交換による取得
結合後企業の名称	スリープロエージェンシー株式会社
取得した議決権比率	100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成18年12月1日～平成19年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	
株式交換	65,000千円
取得に直接要した費用	
アドバイザー手数料	829
取得原価	65,829

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式及びその評価額

株式の種類別及び交換比率 普通株式

スリープログループ(株) 1 : (株)ナレッジ・フィールド・サービス 0.5825

交換比率の算定方法 非上場である株式会社ナレッジ・フィールド・サービスについて、同社から提出された諸資料に基づき企業評価を行い、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー)方式による分析をそれぞれ行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定いたしました。

交付株式数及び評価額 466株 65,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

発生したのれんは49,268千円で、発生原因としては今後の事業展開によって期待される将来の収益力によるものであり、償却の期間及び方法は10年間の均等償却としております。

ただし、取得時の事業計画に対し取得時からの財政状態が悪化し、将来の収益力が低下したことにより、当連結会計年度においてのれんの未償却残高全額の償却を行っております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	58,614千円
固定資産	257
流動負債	42,310
固定負債	—

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	150,743千円
経常利益	△27,194

概算額の算定方法及び重要な前提条件

取得企業と被取得企業の決算期は異なっており、被取得企業の期間損益を月数按分等の合理的な方法によ

り、取得企業の期首から企業結合日までの期間に対応した被取得企業の適正な収益、期間損益を算定し、その上で調整を行っております。

8. その他

株式会社ナレッジ・フィールド・サービスは、平成19年4月1日にスリープロエージェンシー株式会社に商号変更しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	
1株当たり純資産額	75,825円99銭	1株当たり純資産額	83,853円86銭
1株当たり当期純利益金額	1,132円73銭	1株当たり当期純利益金額	7,266円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	988円11銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7,254円82銭
<p>当社は、平成18年4月29日付で普通株式100株を1株に株式併合を行っています。</p> <p>なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 67,406円60銭 1株当たり当期純損失金額 3,558円10銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>			

(注) 1株当たり当期純利益金額又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	19,154	138,475
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	19,154	138,475
普通株式の期中平均株式数(株)	16,909.77	19,056.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
普通株式増加数(株)	2,474.80	30.74
(うち転換社債)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった株式の概要	<p>新株予約権の数 普通株式 3種類 225個 これらの状況については「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権の数 普通株式 11種類 4,135個 これらの状況については「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)						
<p>1. 株式交換による株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの完全子会社化について</p> <p>当社は、平成18年11月14日開催の当社取締役会において、株式会社ナレッジ・フィールド・サービスを子会社とするために会社法第796条第3項の規定に基づく株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>1. 株式交換の目的</p> <p>株式会社ナレッジ・フィールド・サービス（以下「KFS」）のグループ会社化は、当社グループの販売支援サービスの拡大のみならず、従来加賀電子株式会社（本社：東京都文京区、代表取締役社長 塚本勲）の企業グループ内にあった販売支援機能をスリープログ룹が引継ぎ、強化拡大した上で加賀電子グループへふたたび提供していくことを主軸に、両社の企業グループ間での連携強化を図ること主眼としております。</p> <p>2. 株式交換する会社の名称、事業内容、規模</p> <p>(1) 会社名称：株式会社ナレッジ・フィールド・サービス</p> <p>(2) 事業内容：リテール・マーチャндаイジング・サービス（販売応援・店舗定期訪問）・人材派遣事業・請負事業</p> <p>(3) 会社規模：資本金 75,000千円</p> <p>3. 株式交換の方法</p> <p>(1) 株式交換の日程</p> <p>平成18年11月14日 株式交換契約書承認取締役会 平成18年11月14日 株式交換契約書の締結 平成18年11月21日 株式会社ナレッジ・フィールド・サービスにおける株式交換契約書承認株主総会 平成18年12月6日 株式交換期日（効力発生日） 平成18年12月6日 株券交付日</p> <p>(2) 株式交換比率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">スリープログ룹株式会社 (完全親会社)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (完全子会社)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">株式交換比率</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0.5825</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>① 株式の割当比率</p> <p>株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの株式1株に対し、当社株式0.5825株を割り当て交付いたします。</p>		スリープログ룹株式会社 (完全親会社)	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (完全子会社)	株式交換比率	1	0.5825	<p>当社は平成19年8月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。平成20年1月16日開催の取締役会において、取得する株式の総数及び取得価額の総額を変更し、その具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 1,900株（上限） （変更前 1,500株（上限））</p> <p>③ 取得する期間 平成20年1月16日～平成20年1月24日（変更後）</p> <p>④ 取得価額の総額 240,000千円（上限） （変更前 200,000千円（上限））</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2（終値取引）による取得</p> <p>(2) 取得日 平成20年1月23日</p> <p>(3) その他 上記ToSTNeT-2による取得の結果、当社普通株式1,500株（取得価額 159,000千円）を取得いたしました。</p>
	スリープログ룹株式会社 (完全親会社)	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (完全子会社)					
株式交換比率	1	0.5825					

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>② 株式交換比率の算定根拠</p> <p>当社が算定依頼した第三者機関である公認会計士柳澤・浅野会計事務所から提示された株式交換比率案を参考に、当社と株式会社ナレッジ・フィールド・サービスは、株式交換比率について総合的な検討と協議をそれぞれ重ねた結果、結論の交換比率といたしました。</p> <p>③ 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠</p> <p>公認会計士柳澤・浅野会計事務所は、非上場会社である株式会社ナレッジ・フィールド・サービスについて、同社から提出された諸資料に基づき企業評価を行い、DCF方式による株価算定を行いました。また、上場会社である当社については市場価格方式により株価算定を行いました。これらを参考に株式交換比率案を算定いたしました。</p> <p>④ 株式交換により交付する株式数</p> <p>普通株式 466株 (自己株式253株 新株213株)</p> <p>(3)株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>4. 株式交換の効力発生日</p> <p>平成18年12月6日</p> <p>2. 当社役員に対するストックオプションの付与について</p> <p>当社は、平成19年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、ストックオプションを目的として発行する新株予約権の発行について決議致しました。</p> <p>1. 当社の取締役、監査役にストックオプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由及び報酬額の上限</p> <p>当社取締役の当社に対する業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、報酬として新株予約権を取締役に対し年額3,000万円、監査役に対し年額1,000万円の範囲で付与。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>2. 新株予約権の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役及び監査役</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式1,500株を上限とする。 新株予約権1個の目的となる株式の数は1株とする。</p> <p>ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 1,500個を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額の下限 新株予約権発行の取締役会決議において、適正な評価方法により算定した公正価格を払込金額とするが、その下限は、10,000円とする。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価格とする。ただし、当該価格が新株予約権を発行する日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。</p> <p>(6)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から6年以内とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の相続は認めない。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>① 平成19年1月26日から平成21年1月25日まで、終値が募集事項決定の取締役会で決議した取得基準価格を下回ったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>② 当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認可決されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項</p> <p>当社が会社法第236条第1項第8号イからホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。</p> <p>なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(12) 募集事項の決定の委任等</p> <p>上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び割当に関する細目事項については、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの間に取締役会の決議により決定するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>3. 当社従業員に対するストックオプションの付与について</p> <p>当社は、平成19年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、ストックオプションを目的として発行する新株予約権の発行について決議致しました。</p> <p>1. 当社従業員にストックオプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由</p> <p>当社従業員の当社に対する業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とし、下記の要領により、ストックオプションとして、新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。</p> <p>2. 新株予約権の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の従業員</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式1,500株を上限とする。 新株予約権1個の目的となる株式の数は1株とする。</p> <p>ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 1,500個を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額</p> <p>新株予約権発行の取締役会決議において、適正な評価方法により算定した公正価格を払込金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて従業員が当社に対して有する給与債権と相殺するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価格とする。ただし、当該価格が新株予約権を発行する日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{新株式発行前の時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。</p> <p>(6)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から10年以内とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の相続は認めない。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>① 平成19年1月26日から平成21年1月25日まで、終値が募集事項決定の取締役会で決議した取得基準価格を下回ったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>② 当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認可決されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項</p> <p>当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イからホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。</p> <p>なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(12) 募集事項の決定の委任等</p> <p>上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び割当に関する細目事項については、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの間に取締役会の決議により決定するものとする。</p>	

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	335,000	500,000	1.6625	—
1年以内に返済予定の長期借入金	313,288	123,257	1.9443	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	286,605	163,336	1.8932	平成20.11.30～ 平成22.12.30
合計	934,893	786,593	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	103,336	55,000	5,000	—

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年10月31日)		当事業年度 (平成19年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		180,494		270,084	
2. 貯蔵品		—		538	
3. 前払費用		21,763		29,421	
4. 短期貸付金	※1	34,350		167,966	
5. 未収入金	※1	188,633		416,679	
6. その他		7,140		7,144	
貸倒引当金		△800		△868	
流動資産合計		431,581	16.0	890,965	28.8
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1)建物		2,710		15,826	
減価償却累計額		△222	2,487	△2,130	13,695
(2)工具器具備品		3,087		162,425	
減価償却累計額		△701	2,386	△7,920	154,504
有形固定資産合計		4,873	0.2	168,200	5.4
2. 無形固定資産					
(1)ソフトウェア		1,929		1,569	
(2)その他		940		940	
無形固定資産合計		2,870	0.1	2,509	0.1
3. 投資その他の資産					
(1)投資有価証券		55,727		30,791	
(2)関係会社株式		2,103,400		1,845,088	
(3)従業員長期貸付金		6,689		7,991	
(4)破産更生債権等		5,273		5,273	
(5)保険積立金		30,795		30,795	
(6)差入保証金		70,206		119,705	
貸倒引当金		△5,300		△5,286	
投資その他の資産合計		2,266,792	83.7	2,034,360	65.7
固定資産合計		2,274,537	84.0	2,205,070	71.2
資産合計		2,706,118	100.0	3,096,035	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年10月31日)		当事業年度 (平成19年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 短期借入金	※1	685,000		970,000	
2. 1年内返済予定長期借入金		279,988		118,907	
3. 未払金	※1	102,898		178,817	
4. 未払費用		8,820		10,828	
5. 未払法人税等		889		22,532	
6. 預り金		13,484		6,566	
7. 賞与引当金		—		7,011	
8. その他		2,564		—	
流動負債合計		1,093,645	40.4	1,314,663	42.4
II 固定負債					
1. 長期借入金		282,255		163,336	
固定負債合計		282,255	10.4	163,336	5.3
負債合計		1,375,900	50.8	1,477,999	47.7
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		998,409	36.9	1,002,422	32.4
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		508,982		285,344	
(2) その他資本剰余金		—		231,346	
資本剰余金合計		508,982	18.8	516,691	16.7
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		2,032		2,032	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△121,827		73,705	
利益剰余金合計		△119,795	△4.4	75,737	2.4
4. 自己株式		△42,865	△1.6	△34,210	△1.1
株主資本合計		1,344,730	49.7	1,560,640	50.4
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		△14,512	△0.5	△3,701	△0.1
評価・換算差額等合計		△14,512	△0.5	△3,701	△0.1
III 新株予約権		—		61,097	2.0
純資産合計		1,330,218	49.2	1,618,036	52.3
負債純資産合計		2,706,118	100.0	3,096,035	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
I 売上高			2,099,718	100.0	—	
II 営業収益	※1		—		959,829	100.0
III 売上原価			1,357,740	64.7	—	
売上総利益			741,978	35.3	959,829	100.0
IV 販売費及び一般管理費	※2		758,770	36.1	—	
V 営業費用	※1 ※2		—		642,045	66.9
営業利益又は営業損失 (△)			△16,791	△0.8	317,784	33.1
VI 営業外収益						
1. 受取利息	※1	1,243			1,627	
2. 受取配当金	※1	4,805			687	
3. 投資有価証券売却益		14,108			4,739	
4. 雑収入		2,583	22,739	1.1	984	8,038
7. 雑損失		288	35,752	1.7	1,646	46,155
経常利益又は経常損失 (△)			△29,804	△1.4	279,667	29.1
VII 営業外費用						
1. 支払利息	※1	16,698			21,323	
2. 投資有価証券売却損		13,744			23,185	
3. 新株発行費		5,021			—	
4. 雑損失		288	35,752	1.7	1,646	46,155
VIII 特別利益						
1. 償却債権取立益		2,200			—	
2. 関係会社株式売却益		—			122,050	
3. その他		—	2,200	0.1	2,145	124,195
IX 特別損失						
1. 投資有価証券評価損		—			6,830	
2. 固定資産除却損		—			1,908	
3. 貸倒引当金繰入額		3,373			—	
4. リース解約損		754			—	
5. 原状回復費用		2,930			469	
6. 関係会社株式評価損		150,884	157,942	7.5	134,764	143,972
税引前当期純利益又は税 引前当期純損失(△)			△185,546	△8.8	259,890	27.1
法人税、住民税及び事業 税		4,426			64,357	
法人税等調整額		14,565	18,991	0.9	—	64,357
当期純利益又は当期純損 失(△)			△204,537	△9.7	195,533	20.4

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	1,123,529	82.8	—	—
II 外注費		84,447	6.2	—	—
III 経費	※2	149,762	11.0	—	—
合計		1,357,740	100.0	—	—

(脚注)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	
※1. 労務費の主な内訳			
雑給	1,094,512千円		
※2. 経費の主な内訳			
旅費交通費	105,245千円		
通信費	4,177千円		
募集費	32,930千円		

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年10月31日残高 (千円)	832,119	336,854	336,854	2,032	98,889	100,921	△42,669	1,227,225
事業年度中の変動額								
新株の発行	166,290	166,290	166,290	—	—	—	—	332,580
株式交換	—	5,838	5,838	—	—	—	—	5,838
剰余金の配当	—	—	—	—	△16,179	△16,179	—	△16,179
当期純利益	—	—	—	—	△204,537	△204,537	—	△204,537
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△196	△196
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額 合計 (千円)	166,290	172,128	172,128	—	△220,717	△220,717	△196	117,504
平成18年10月31日残高 (千円)	998,409	508,982	508,982	2,032	△121,827	△119,795	△42,865	1,344,730

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年10月31日残高 (千円)	2,901	2,901	1,230,127
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	332,580
株式交換	—	—	5,838
剰余金の配当	—	—	△16,179
当期純利益	—	—	△204,537
自己株式の取得	—	—	△196
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△17,414	△17,414	△17,414
事業年度中の変動額 合計 (千円)	△17,414	△17,414	100,090
平成18年10月31日残高 (千円)	△14,512	△14,512	1,330,218

(注) 1. 剰余金の配当は、平成18年1月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

当事業年度（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成18年10月31日残高 (千円)	998,409	508,982	—	508,982	2,032	△121,827	△119,795	△42,865
事業年度中の変動額								
新株の発行	4,013	4,013	—	4,013	—	—	—	—
株式交換に伴う新株の発行	—	22,348	—	22,348	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△18,653	△18,653	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	195,533	195,533	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△33,996
株式交換に伴う自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	42,651
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△250,000	250,000	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	4,013	△223,638	231,346	7,708	—	195,533	195,533	8,655
平成19年10月31日残高 (千円)	1,002,422	285,344	231,346	516,691	2,032	73,705	75,737	△34,210

	株主資本合計	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年10月31日残高 (千円)	1,344,730	△14,512	△14,512	—	1,330,218
事業年度中の変動額					
新株の発行	8,026	—	—	—	8,026
株式交換に伴う新株の発行	22,348	—	—	—	22,348
剰余金の配当	△18,653	—	—	—	△18,653
当期純利益	195,533	—	—	—	195,533
自己株式の取得	△33,996	—	—	—	△33,996
株式交換に伴う自己株式の処分	42,651	—	—	—	42,651
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—	—

	株主資本 合計	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	—	10,810	10,810	61,097	71,907
事業年度中の変動額 合計 (千円)	215,910	10,810	10,810	61,097	287,818
平成19年10月31日残高 (千円)	1,560,640	△3,701	△3,701	61,097	1,618,036

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	貯蔵品 同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物…………… 3年から15年 工具器具備品…… 4年から15年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物…………… 3年から15年 工具器具備品…… 4年から15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
7. リース取引の処理方法	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(追加情報) 当事業年度において、業績連動型賞与制度を導入し、従業員対象に支給することといたしました。よって、将来の賞与支給総額を未払金(17,378千円)に計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>同左</p>
8. ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(減損会計) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年19月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,330,218千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準) 当事業年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正 平成18年12月22日)を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>当社は、第30期期中の平成18年5月1日にスリープログループ株式会社に商号変更したうえで会社分割（分社型新設分割）の方法により、100%子会社であるスリープロ株式会社を新設し当社の事業部門（販売支援サービス部門、導入・設置・交換支援サービス部門、サポート・運用支援サービス部門）の全事業を承継させ、持株会社へ移行いたしました。</p> <p>そのため営業収益のうち「売上高」及び営業費用のうち「売上原価」、「販売費及び一般管理費」はそれぞれ事業承継以前の「販売支援サービス部門、導入・設置・交換支援サービス部門、サポート・運用支援サービス部門」に係るものであり、営業収益のうち「営業収益」及び営業費用のうち「営業費用」はそれぞれ事業承継後の収益及び費用を示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年10月31日)	当事業年度 (平成19年10月31日)																																
<p>※1. 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">164,756千円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>銀行借入れに対する保証債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">スリープロマーケティング(株)</td> <td style="text-align: right;">16,700千円</td> </tr> <tr> <td>(株)J P S S</td> <td style="text-align: right;">20,950千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,650千円</td> </tr> </table> <p>3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">335,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">815,000千円</td> </tr> </table>	未収入金	164,756千円	スリープロマーケティング(株)	16,700千円	(株)J P S S	20,950千円	計	37,650千円	当座貸越極度額	1,150,000千円	借入実行残高	335,000千円	差引額	815,000千円	<p>※1. 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">367,254千円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">163,000千円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">470,000千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">58,991千円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>銀行借入れに対する保証債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">(株)J P S S</td> <td style="text-align: right;">4,350千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,350千円</td> </tr> </table> <p>3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">650,000千円</td> </tr> </table>	未収入金	367,254千円	短期貸付金	163,000千円	短期借入金	470,000千円	未払金	58,991千円	(株)J P S S	4,350千円	計	4,350千円	当座貸越極度額	1,150,000千円	借入実行残高	500,000千円	差引額	650,000千円
未収入金	164,756千円																																
スリープロマーケティング(株)	16,700千円																																
(株)J P S S	20,950千円																																
計	37,650千円																																
当座貸越極度額	1,150,000千円																																
借入実行残高	335,000千円																																
差引額	815,000千円																																
未収入金	367,254千円																																
短期貸付金	163,000千円																																
短期借入金	470,000千円																																
未払金	58,991千円																																
(株)J P S S	4,350千円																																
計	4,350千円																																
当座貸越極度額	1,150,000千円																																
借入実行残高	500,000千円																																
差引額	650,000千円																																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
<p>※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>受取配当金 4,050千円</p>	<p>※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益 959,829千円 営業費用 40,730千円 受取利息 1,107千円 支払利息 9,569千円</p>
<p>※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 56,160千円 給与手当 199,103千円 雑給 107,385千円 法定福利費 48,332千円 地代家賃 53,444千円 募集費 23,237千円 減価償却費 10,129千円 支払手数料 75,306千円</p> <p>販売費に属する費用と一般管理費に属する費用の割合は概ね次のとおりであります。</p> <p>販売費に属する費用 10.7% 一般管理費に属する費用 89.3%</p>	<p>※2. 営業費用の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 63,930千円 給与手当 164,015千円 賞与 48,988千円 賞与引当金繰入 7,011千円 減価償却費 10,332千円 支払手数料 137,157千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式(注)1,2	25,300.00株	1.27株	25,047.00株	254.27株
合計	25,300.00株	1.27株	25,047.00株	254.27株

(注) 1. 自己株式の数の増加の内訳は、以下のとおりであります。現在の株式併合後の数字にしてあります。

- ・平成18年4月29日付株式併合前に単元未満株式40.00株を買い取りました。
- ・平成18年4月29日付株式併合後に端株0.87株を買い取りました。

2. 自己株式の数の減少は、平成18年4月29日付で行った株式併合による減少分であります。

当事業年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式(注)1,2	254.27株	278.00株	253.00株	279.27株
合計	254.27株	278.00株	253.00株	279.27株

(注) 1. 普通株式の自己株式の減少253.00株は、平成18年12月6日付で行った加賀ハイテック株式会社との株式交換によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加278.00株は、市場からの買取りによるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)				当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	12,248	8,676	3,572	建物	12,248	11,738	510
工具器具備品	21,202	7,666	13,536	工具器具備品	30,638	12,537	18,101
合計	33,451	16,342	17,109	合計	42,887	24,275	18,612
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			7,508千円	1年内			6,833千円
1年超			10,348千円	1年超			12,496千円
合計			17,856千円	合計			19,330千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			8,903千円	支払リース料			9,087千円
減価償却費相当額			8,133千円	減価償却費相当額			8,199千円
支払利息相当額			818千円	支払利息相当額			655千円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年10月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成19年10月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別 内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別 内訳 (単位：千円)
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
未払賞与 7,038	未払賞与 8,516
未払社会保険料 728	未払社会保険料 1,084
関係会社株式評価損 61,108	未払事業税 6,080
その他 552	その他 905
繰延税金資産（流動）小計 69,427	繰延税金資産（流動）小計 16,587
繰延税金資産（固定）	繰延税金資産（固定）
投資有価証券評価損 -	投資有価証券評価損 19,055
貸倒引当金繰入超過額 1,280	貸倒引当金繰入超過額 1,072
その他有価証券評価差額金 14,512	その他有価証券評価差額金 1,506
繰延税金資産（固定）小計 15,793	関係会社株式評価損 116,230
評価性引当額 △85,220	その他 284
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産（固定）小計 138,149
繰延税金資産の純額 -	評価性引当額 △154,737
	繰延税金資産合計 -
	繰延税金資産の純額 -
2. 財務諸表等規則第8条の12第1項第2号の規定に基づき注記については、税引前当期純損失のため記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)
	法定実効税率 40.69
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入 されない項目 1.33
	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目 △36.06
	住民税均等割等 0.37
	評価性引当金の増減等 19.53
	その他 △1.09
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 24.76

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

(スリープロエージェンシー株式会社(旧株式会社ナレッジ・フィールド・サービス)の完全子会社化)

詳細については、連結財務諸表における企業結合等関係注記に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	
1株当たり純資産額	71,312円45銭	1株当たり純資産額	82,415円31銭
1株当たり当期純損失金額	12,095円82銭	1株当たり当期純利益金額	10,260円61銭
		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	10,244円09銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年4月29日付で普通株式100株を1株に株式併合を行っています。</p> <p>なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>			
1株当たり純資産額	76,028円40銭		
1株当たり当期純損失金額	4,001円20銭		
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>			

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△204,537	195,533
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△204,537	195,533
期中平均株式数(株)	16,909.77	19,056.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	30.74
(うち転換社債)	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の数 普通株式 3種類 225個	新株予約権の数 普通株式 11種類 4,135個

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)						
<p>1. 株式交換による株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの完全子会社化について</p> <p>当社は、平成18年11月14日開催の当社取締役会において、株式会社ナレッジ・フィールド・サービスを子会社化とするために会社法第796条第3項の規定に基づく株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>1. 株式交換の目的</p> <p>株式会社ナレッジ・フィールド・サービス（以下「KFS」）のグループ会社化は、当社グループの販売支援サービスの拡大のみならず、従来加賀電子株式会社（本社：東京都文京区、代表取締役社長 塚本勲）の企業グループ内にあった販売支援機能をスリープログ룹が引継ぎ、強化拡大した上で加賀電子グループへふたたび提供していくことを主軸に、両社の企業グループ間での連携強化を図ること主眼としております。</p> <p>2. 株式交換する会社の名称、事業内容、規模</p> <p>(1) 会社名称：株式会社ナレッジ・フィールド・サービス</p> <p>(2) 事業内容：リテール・マーチャндаイジング・サービス（販売応援・店舗定期訪問）・人材派遣事業・請負事業</p> <p>(3) 会社規模：資本金 75,000千円</p> <p>3. 株式交換の方法</p> <p>(1) 株式交換の日程</p> <p>平成18年11月14日 株式交換契約書承認取締役会 平成18年11月14日 株式交換契約書の締結 平成18年11月21日 株式会社ナレッジ・フィールド・サービスにおける株式交換契約書承認株主総会 平成18年12月6日 株式交換期日（効力発生日） 平成18年12月6日 株券交付日</p> <p>(2) 株式交換比率</p> <table border="1" data-bbox="134 1397 711 1585"><thead><tr><th></th><th>スリープログ룹株式会社 (完全親会社)</th><th>株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (完全子会社)</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式交換比率</td><td>1</td><td>0.5825</td></tr></tbody></table> <p>(注)</p> <p>① 株式の割当比率</p> <p>株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの株式1株に対し、当社株式0.5825株を割り当て交付いたします。</p>		スリープログ룹株式会社 (完全親会社)	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (完全子会社)	株式交換比率	1	0.5825	<p>当社は平成19年8月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。平成20年1月16日開催の取締役会において、取得する株式の総数及び取得価額の総額を変更し、その具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 1,900株（上限） （変更前 1,500株（上限））</p> <p>③ 取得する期間 平成20年1月16日～平成20年1月24日（変更後）</p> <p>④ 取得価額の総額 240,000千円（上限） （変更前 200,000千円（上限））</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2（終値取引）による取得</p> <p>(2) 取得日 平成20年1月23日</p> <p>(3) その他 上記ToSTNeT-2による取得の結果、当社普通株式1,500株（取得価額 159,000千円）を取得いたしました。</p>
	スリープログ룹株式会社 (完全親会社)	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (完全子会社)					
株式交換比率	1	0.5825					

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>② 株式交換比率の算定根拠</p> <p>当社が算定依頼した第三者機関である公認会計士柳澤・浅野会計事務所から提示された株式交換比率案を参考に、当社と株式会社ナレッジ・フィールド・サービスは、株式交換比率について総合的な検討と協議をそれぞれ重ねた結果、結論の交換比率といたしました。</p> <p>③ 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠</p> <p>公認会計士柳澤・浅野会計事務所は、非上場会社である株式会社ナレッジ・フィールド・サービスについて、同社から提出された諸資料に基づき企業評価を行い、DCF方式による株価算定を行いました。また、上場会社である当社については市場価格方式により株価算定を行いました。これらを参考に株式交換比率案を算定いたしました。</p> <p>④ 株式交換により交付する株式数</p> <p>普通株式 466株 (自己株式253株 新株213株)</p> <p>(3)株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>4. 株式交換の効力発生日</p> <p>平成18年12月6日</p> <p>2. 当社役員に対するストックオプションの付与について</p> <p>当社は、平成19年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、ストックオプションを目的として発行する新株予約権の発行について決議致しました。</p> <p>1. 当社の取締役、監査役にストックオプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由及び報酬額の上限</p> <p>当社取締役の当社に対する業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、報酬として新株予約権を取締役に對し年額3,000万円、監査役に對し年額1,000万円の範囲で付与。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>2. 新株予約権の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役及び監査役</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式1,500株を上限とする。 新株予約権 1 個の目的となる株式の数は 1 株とする。</p> <p>ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 1,500個を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額の下限 新株予約権発行の取締役会決議において、適正な評価方法により算定した公正価格を払込金額とするが、その下限は、10,000円とする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価格とする。ただし、当該価格が新株予約権を発行する日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる</p> $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}{\frac{\text{新株式発行前の時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。</p> <p>(6) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から6年以内とする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の相続は認めない。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>① 平成19年1月26日から平成21年1月25日まで、終値が募集事項決定の取締役会で決議した取得基準価格を下回ったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>② 当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認可決されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項</p> <p>当社が会社法第236条第1項第8号イからホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。</p> <p>なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(12) 募集事項の決定の委任等</p> <p>上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び割当に関する細目事項については、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの間に取締役会の決議により決定するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>3. 当社従業員に対するストックオプションの付与について</p> <p>当社は、平成19年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、ストックオプションを目的として発行する新株予約権の発行について決議致しました。</p> <p>1. 当社従業員にストックオプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由</p> <p>当社従業員の当社に対する業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とし、下記の要領により、ストックオプションとして、新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。</p> <p>2. 新株予約権の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の従業員</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式1,500株を上限とする。 新株予約権1個の目的となる株式の数は1株とする。</p> <p>ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 1,500個を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額</p> <p>新株予約権発行の取締役会決議において、適正な評価方法により算定した公正価格を払込金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて従業員が当社に対して有する給与債権と相殺するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価格とする。ただし、当該価格が新株予約権を発行する日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{新株式発行前の時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。</p> <p>(6)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から10年以内とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の相続は認めない。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>① 平成19年1月26日から平成21年1月25日まで、終値が募集事項決定の取締役会で決議した取得基準価格を下回ったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>② 当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認可決されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9)組織再編時の新株予約権交付に関する事項</p> <p>当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イからホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。</p> <p>なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。</p> <p>(10)新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>(11)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(12)募集事項の決定の委任等</p> <p>上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び割当に関する細目事項については、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの間に取締役会の決議により決定するものとする。</p>	

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
		メディアファイブ(株)	222	15,318
		(株)ブロードリンク	100	5,000
		(株)エムエム総研	40	4,800
		その他(2銘柄)	—	5,673
		小計	—	30,791
計			—	30,791

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,710	15,246	2,130	15,826	2,130	2,129	13,695
器具器具備品	3,087	159,337	—	162,425	7,920	7,219	154,504
有形固定資産計	5,797	174,583	2,130	178,251	10,051	9,349	168,200
無形固定資産							
ソフトウェア	6,360	622	—	6,982	5,413	982	1,569
その他	940	—	—	940	—	—	940
無形固定資産計	7,300	622	—	7,923	5,413	982	2,509

【引当金明細表】

区分	前期末残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(目的使用)(千円)	当期減少額(その他)(千円)	当期末残高(千円)
貸倒引当金	6,101	881	—	827	6,155
賞与引当金	—	7,011	—	—	7,011

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替よる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	480
預金	
普通預金	254,153
通知預金	15,000
別段預金	450
小計	269,603
合計	270,084

ロ. 受取手形

該当事項はありません。

ハ. 売掛金

該当事項はありません。

ニ. 貯蔵品

区分	金額(千円)
採用活動用金券	538
合計	538

ホ. 短期貸付金

区分	金額(千円)
スリープロ株式会社	163,000
従業員短期貸付金	4,966
合計	167,966

ヘ. 未収入金

区分	金額(千円)
スリープロ株式会社	151,949
株式会社J P S S	79,161
スリープロコミュニケーションズ株式会社	53,605
未収還付消費税等	48,670
スリープロマーケティング株式会社	40,163
株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワーク	26,309
その他	16,819
合計	416,679

② 固定資産
関係会社株式

相手先	金額(千円)
(株)ホーム・コンピューティング・ネットワーク	561,431
スリープロテクノロジー(株)	450,093
スリープロ(株)	434,544
(株)J P S S	322,838
スリープロエージェンシー(株)	33,454
その他	42,726
合計	1,845,088

③ 流動負債

イ. 買掛金

該当事項はありません。

ロ. 短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)北陸銀行	300,000
(株)ホーム・コンピューティング・ネットワーク	250,000
(株)みずほ銀行	200,000
(株)J P S S	190,000
スリープロテクノロジー(株)	30,000
合計	970,000

ハ. 1年内返済予定長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	40,000
(株)北陸銀行	33,332
(株)三井住友銀行	25,575
(株)みずほ銀行	20,000
合計	118,907

ニ. 未払金

相手先	金額(千円)
社員給与	69,970
スリープロ株式会社	52,376
未払賞与	14,835
オキシオン株式会社	9,450
新日本監査法人	9,082
その他	23,102
合計	178,817

④ 固定負債
長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	80,000
(株)みずほ銀行	40,000
(株)北陸銀行	33,336
(株)三井住友銀行	10,000
合計	163,336

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	営業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	10月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.threepro.co.jp/ir/
株主に対する特典	(注) 1

(注) 1. 株主優待内容

①スリープログループサービス利用優待券(20,000円相当)

②即日訪問サポート特別ご優待券

10月末日及び4月末日の当社株主名簿に記載された1株以上保有株主に贈呈。(②については、平成19年10月末日時点の当社株主名簿に記載された1株以上保有株主のみとする)

2. 平成20年1月24日開催の第31期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、剰余金の配当基準日が、4月30日、10月31日のほか、取締役会決議にて基準日を定めることができるようになりました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成17年11月1日
(第30期) 至 平成18年10月31日 | 平成19年1月30日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項および企業内
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第2号の2の規定に基づくもの | 平成19年3月1日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項および企業内
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第2号の2の規定に基づくもの | 平成19年3月14日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書 | | 平成19年3月19日
関東財務局長に提出。
平成19年3月14日提出の臨
時報告書（新株予約権の発
行）に係る訂正報告書であ
ります。 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書 | | 平成19年3月30日
関東財務局長に提出。
平成19年3月14日提出の臨
時報告書（新株予約権の発
行）に係る訂正報告書であ
ります。 |
| (6) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項および企業内
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第2号の2の規定に基づくもの | 平成19年4月16日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度 自 平成17年11月1日
(第30期) 至 平成18年10月31日 | 平成19年4月16日
関東財務局長に提出。
事業年度(第30期)(自 平成
17年11月1日 至 平成18
年10月31日)の有価証券報告
書に係る訂正報告書であり
ます。 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度 自 平成16年11月1日
(第29期) 至 平成17年10月31日 | 平成19年4月23日
関東財務局長に提出。
事業年度(第29期)(自 平成
16年11月1日 至 平成17
年10月31日)の有価証券報告
書に係る訂正報告書であり
ます。 |
| (9) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項および企業内
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第2号の2の規定に基づくもの | 平成19年4月24日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項および企業内
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第2号の2の規定に基づくもの | 平成19年4月24日
関東財務局長に提出。 |
| (11) 臨時報告書の訂正報告書 | | 平成19年5月2日
関東財務局長に提出。
平成19年4月16日提出の臨
時報告書（新株予約権の発
行）に係る訂正報告書であ |

(12) 臨時報告書の訂正報告書				ります。 平成19年5月10日 関東財務局長に提出。 平成19年4月24日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。
(13) 臨時報告書の訂正報告書				平成19年5月10日 関東財務局長に提出。 平成19年4月24日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。
(14) 臨時報告書		証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの		平成19年5月15日 関東財務局長に提出。
(15) 臨時報告書の訂正報告書				平成19年6月4日 関東財務局長に提出。 平成19年5月15日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。
(16) 半期報告書	(第31期中)	自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日		平成19年7月24日 関東財務局長に提出。
(17) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日		平成19年10月18日 関東財務局長に提出。
(18) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日		平成19年11月14日 関東財務局長に提出。
(19) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日		平成19年12月17日 関東財務局長に提出。
(20) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成19年12月1日 至 平成19年12月31日		平成20年1月8日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年1月26日

スリープログループ株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 一 宏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新居 伸 浩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスリープログループ株式会社の平成17年11月1日から平成18年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スリープログループ株式会社及び連結子会社の平成18年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月6日に株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの株式を取得し、子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 1 月24日

スリープログループ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスリープログループ株式会社の平成18年11月1日から平成19年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スリープログループ株式会社及び連結子会社の平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年1月26日

スリープログループ株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 一 宏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新居 伸 浩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスリープログループ株式会社の平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スリープログループ株式会社の平成18年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月6日に株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの株式を取得し、子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 1月24日

スリープログループ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスリープログループ株式会社の平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スリープログループ株式会社の平成19年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。